

# 第8期 こまつ障がい者プラン

こまつ障がい者計画・第7期障がい福祉計画  
・第3期障がい児福祉計画

(令和6年3月)

～ すべての人が  
あんしんして暮らせる  
共生のまちへ ～



小 松 市

## 目 次

## I 章 基本的な考え方

第1	計画策定の趣旨	1
第2	障がい者施策をめぐる国等の動き	1
第3	計画の位置づけ	6
第4	計画の期間	7
第5	計画の対象	7
第6	計画の策定	8
第7	計画の推進	9

## II 章 市内の障がいのある人の状況

第1	小松市の人口の推移	10
第2	身体障害者手帳の状況	11
第3	療育手帳の状況	13
第4	精神障害者保健福祉手帳等の状況	15
第5	発達支援センターえぶりいにおける相談支援の状況	18
第6	難病患者の状況	20

## III 章 施策の現状と課題及び目標（こまつ障がい者計画）

第1	こまつ障がい者計画の基本理念	21
第2	施策の体系図	22
第3	分野別施策の現状と課題及び目標	

**【基本方針】安全・安心な暮らしを守る**

1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	23
2	安全・安心な生活環境の整備	25
3	防災・防犯等の推進	27
4	行政等における配慮の充実	29
5	保健・医療の推進	30

**【基本方針】共生社会の実現**

6	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	33
7	教育の振興	35
8	文化芸術活動・スポーツ等の振興	38
9	国際社会での協力・連携の推進	40
10	ボランティア活動の推進	41

**【基本方針】 自立に向けた支援体制の整備**

1 1	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	4 3
1 2	雇用・就業、経済的自立の支援	4 8

**IV章 障がい福祉サービスの数値目標及び見込量  
(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)**

第1	第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画の基本的理念	5 1
第2	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	5 3
2	地域生活支援の充実	5 4
3	福祉施設から一般就労への移行等	5 5
4	障がいのある児童への支援の提供体制の整備	5 7
5	相談支援体制の充実・強化等	5 8
6	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に 係る体制の構築	5 9
7	小松市の独自目標について	6 0
第3	障がい福祉サービス等の見込量	
1	訪問系サービス	6 1
2	日中活動系サービス	6 4
3	居住系サービス	6 8
4	計画相談支援・地域相談支援	7 0
5	障がい児通所支援等	7 1
6	障がい児相談支援	7 3
7	発達障がいのある児童やその家族等に対する支援	7 4
8	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7 6
9	相談支援体制の充実・強化のための取組	7 8
10	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	8 0
第4	地域生活支援事業のサービス見込量	8 1

※「障害」，「障がい」の表記について

「こまつ障がい者プラン」では，法律・制度等で定められているものや，名称については「障害」と表記し，それ以外については「障がい」と表記しています。

# I 章 基本的な考え方

## 第 1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき地域の障がい者の状況を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めた「障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条に基づき障がい福祉サービスの数値目標及び見込量を定める「障害福祉計画」を『こまつ障がい者プラン』として策定するものです。

令和 3 年 3 月に策定した「第 7 期こまつ障がい者プラン」に基づき、本市の障がい福祉施策を進めてきましたが、令和 6 年 3 月にこの計画が満了となることから、国の制度改革の動向、市の実情や社会変化等も踏まえ、障がいのある人もない人も誰もが地域社会の一員として支え合い、障がいのある人の自立した地域生活をより充実していくために策定するものです。

なお、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づき「市町村障害児福祉計画」として、『第 3 期障がい児福祉計画』を策定します。そしてこれらの計画を一体とした『第 8 期こまつ障がい者プラン』として策定しています。

## 第 2 障がい者施策をめぐる国等の動き

### (1) 障害者虐待防止法の成立

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

### (2) 児童福祉法の一部改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。また、平成 28 年の同法一部改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

令和6年4月には児童虐待相談対応件数の増加や子育て困難世帯の顕在化に対応するため、児童の権利擁護や児童相談所の設置促進・体制強化など、子どもへの包括的支援体制の強化などが盛り込まれた一部改正案が施行されます。

### (3) 障害者総合支援法の改正

平成25年4月に障害者自立支援法が一部改正され、障害者総合支援法に改称・施行されました。この改正により、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。また、平成28年5月に同法が一部改正され、平成30年4月から、地域生活支援の強化に向けた「自立生活援助サービス」や就労支援の強化に向けた「就労定着支援サービス」が新設されました。

令和4年12月には同法の一部が改正され、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置などが令和6年4月から施行されます。

### (4) 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年度から雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められました。そしてさらに、平成30年4月から法定雇用率が引き上げられ、法定雇用率算定の基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

また、令和元年に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国及び地方公共団体において、障がい者の雇用状況を的確に把握することが求められるとともに、一定の条件を満たす短時間労働者を雇用する事業主に対する給付金の支給制度などが定められました。

令和5年3月には障害者雇用促進法施行令が改正され、障がい者の法定雇用率が令和6年4月から段階的に引き上げられることとなりました。また、障害者雇用促進法が改正され、令和6年4月から週所定労働時間が特に短い精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率において算定できるようになりました。

### （５）障害者差別解消法の改正

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定され、平成28年4月1日に施行されました。

また、令和3年5月に同法の一部が改正され、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加や事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供が義務化され、令和6年4月に施行となりました。

### （６）障害者権利条約の締結

平成18年12月、国連において採択された「障害者の権利に関する条約」に、わが国は平成19年9月に署名し、それ以降、同条約の批准に向けさまざまな国内法の整備が進められた結果、平成26年1月に同条約を批准しました。

この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置等について定めたものです。

### （７）成年後見制度利用促進法の成立

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年5月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

### （８）発達障害者支援法の改正

平成28年8月に発達障害者支援法の一部が改正されました。同法改正の目的及び基本理念として「個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられること無く、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資するもの」とされ、国民の責務や事業主等の就労の支援、また教育上の配慮などが定められています。

### **(9) 改正社会福祉法の成立**

令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の抱える課題を解決していくための包括的な支援体制の整備等の推進が定められ、令和3年度からの施行とされました。

### **(10) 小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定**

本市では平成30年4月に、「障がいのある人と障がいのない人が相互に理解を深め、個性と人格を尊重し、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進により、可能な限りその選択の機会を確保し拡大を図り、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく暮らすことのできる地域を築き、共に支え合う共生社会の実現を目指す。」を基本理念として施行しました。

### **(11) 健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例の制定**

本市では令和2年12月に、「市民一人ひとりが「ところとからだ」の健康の維持増進は自らの問題であることを意識し、「ところとからだ」の健康づくりに必要な正しい知識を持ち、その取組みを主体的、かつ、継続的に実施する。」また、「市民、事業者、地域で活動する団体、健康づくり関係者及び市は、「ところとからだ」の健康のために必要な取組みを協働して実践するとともに、人とひととのつながりである絆を尊重し、健全な地域社会の実現のために必要な取組みを行う。」を基本理念として施行しました。

### **(12) 小松市いのちを守る防災・減災推進条例の制定**

本市では令和2年12月に、「災害への対応は、市が災害対策を行う「公助」を基本としつつ、自分や自分の家族の命を自分で守る「自助」、近隣市民及び事業者が助け合って近所を守る「近助」、市民及び事業者が助け合って地域を守る「共助」の順に「公助」を補完し行われるものであることを認識し、市民、事業者及び市がそれぞれの責務及び役割を果たすとともに、相互に連携し、協働して、新たな感染症への対策を講じながら、防災・減災対策に取り組むこと。」を基本理念として施行しました。

**(13) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定**

令和3年6月に、「医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与すること」を目的に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、同年9月に施行されました。

**(14) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定**

令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定され、施行されました。

**(15) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正**

令和4年12月に障害者総合支援法が改正されたことに伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）が一部改正されました。

精神保健福祉法が障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念の通り、精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備する内容となっています。

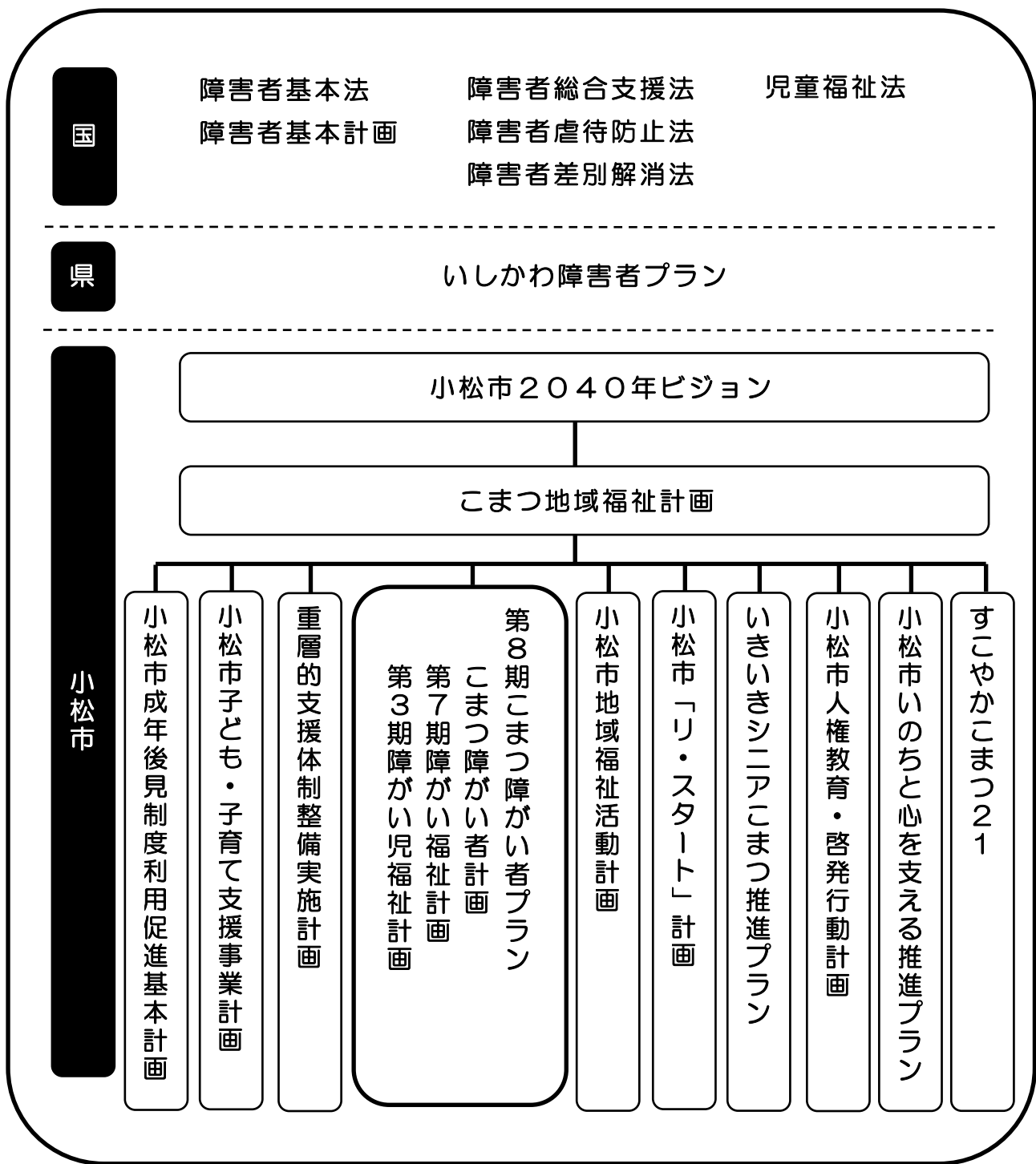
**(16) 障害者基本計画（第5次）の策定**

令和5年3月に国が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画として令和5年度から令和9年度までを計画期間として策定されました。

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向が定められています。

## 第 3 計画の位置づけ

本市のまちづくりの指針である「小松市2040年ビジョン」や「こまつ地域福祉計画」，その他関係する施策との整合性を図っていきます。



## 第4 計画の期間

国は、障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間について3年を基本としています。本市では、令和6年度～令和8年度を計画期間とする「こまつ障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

H11～H20		H21～R2		H3～R5		R6	R7	R8
<b>第1～2期</b> こまつ障がい者プラン (こまつ障がい者計画)		<b>第3～6期</b> こまつ障がい者プラン (こまつ障がい者計画) (第2～5期障がい福祉計画) (H30.3第1期障がい児福祉計画)		<b>第7期</b> こまつ障がい者プラン (こまつ障がい者計画) (第6期障がい福祉計画) (第2期障がい児福祉計画)		<b>第8期</b> こまつ障がい者プラン (こまつ障がい者計画) (第7期障がい福祉計画) (第3期障がい児福祉計画)		

## 第5 計画の対象

本計画は、障がいのある人とこの地域に関わるすべての人を対象としています。障がいのある人とは、平成23年8月に改正された障害者基本法第2条において定める定義によります。

一 障害者 身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって，障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう。

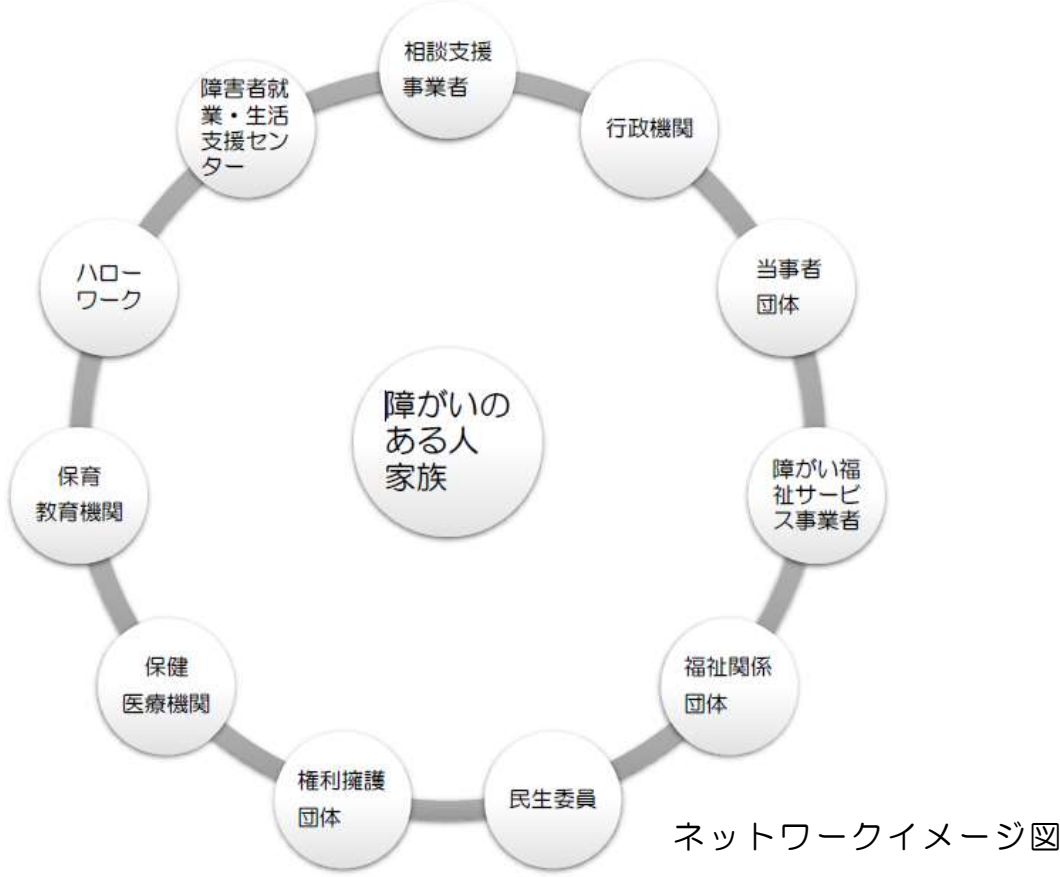
## 第 6 計画の策定

今回の計画作成にあたり、市内の各障がい者団体の代表や家族会、障がい福祉事業所ほか保健、医療、福祉、教育、雇用等の福祉関係者で構成されたこまつ障がい者プラン策定検討委員会を設置し審議を行いました。

また、小松市障害者自立支援協議会においても意見聴取を行い、重層的に検討を行いました。

※小松市障害者自立支援協議会とは

小松市障害者自立支援協議会は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、関係者が一丸となって、地域で障がいのある人を支えていくための支援のネットワークです。



## 第 7 計画の推進

### 1. 関係機関及び地域との連携

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用等の様々な分野を対象とするものであり、身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制の整備をするためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、障がい福祉サービス事業所、障がい者団体、社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、民間企業、医療機関、国・県などの関係行政機関等との連携強化に努めます。

### 2. 当事者の障がい者施策への参加

障がいのある人の視点に立った施策展開には、当事者が各種障がい者施策へ参加・参画することが重要であることから、障がいのある人や家族等が参加しやすい環境を整備します。

### 3. 進捗管理と評価

この計画は、本市における障がい者施策全般に関わる基本理念、基本目標などを定めた基本計画であり、障がい福祉サービス等の実施に関する実施計画であるため、今後の新たな制度改革や国における取り組み等の動向を踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとしします。

その際、PDCAサイクルにより、成果目標やサービス見込量の状況等検討し、事業をより良いものにしていきます。



## II章 市内の障がいのある人の状況

## 第1 小松市の人口の推移

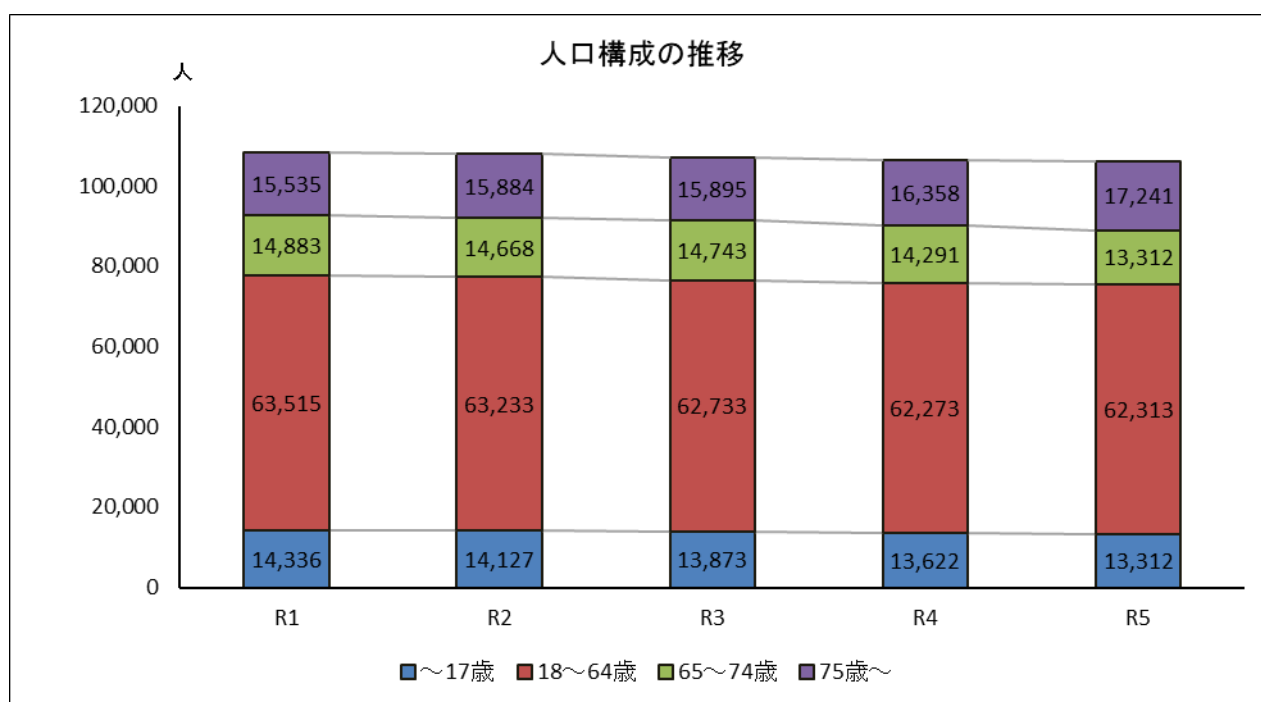
本市の総人口は 106,178 人（令和5年度）で、令和元年度からの推移では、2,091 人（1.9%）が減少しています。

人口構成では、18 歳未満で 1,024 人（7.1%）が減少しているのに対し、75 歳以上で 1,706 人（11.0%）が増加しており、少子高齢化は着実に進んでいます。

人口の推移（各年4月1日）

（単位：人、%）

	R元	R2	R3	R4	R5	構成比	増減（R5～R2）	
							人数	増減率
総人口	108,269	107,912	107,244	106,544	106,178	100.0	△2,091	△1.9
～17歳	14,336	14,127	13,873	13,622	13,312	12.5	△1,024	△7.1
18～64歳	63,515	63,233	62,733	62,273	62,313	58.7	△1,202	△1.9
65～74歳	14,883	14,668	14,743	14,291	13,312	12.5	△1,571	△10.6
75歳～	15,535	15,884	15,895	16,358	17,241	16.3	1,706	11.0



## 第2 身体障害者手帳の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は 3,916 人（令和 5 年度）で、令和元年度からの推移では、267 人（6.4%）が減少しています。

年齢構成では、65 歳以上が 2,958 人で、75.5%を占めています。

障がい種別では、肢体不自由が 2,068 人（52.8%）と最も多く、次いで内部障がいが 1,311 人（33.5%）となっています。

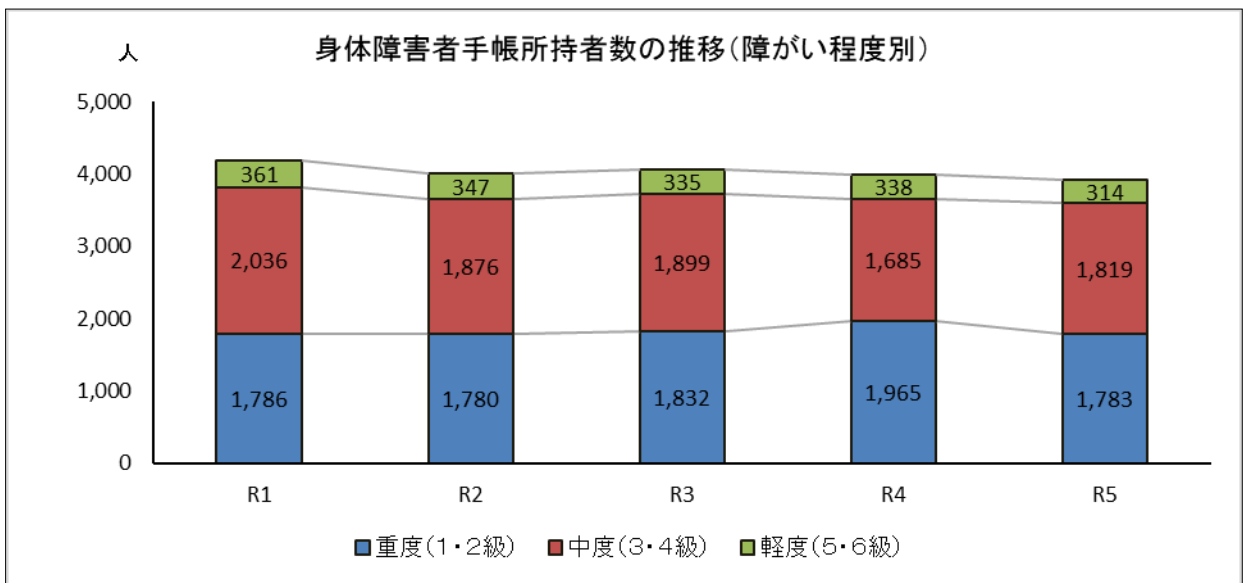
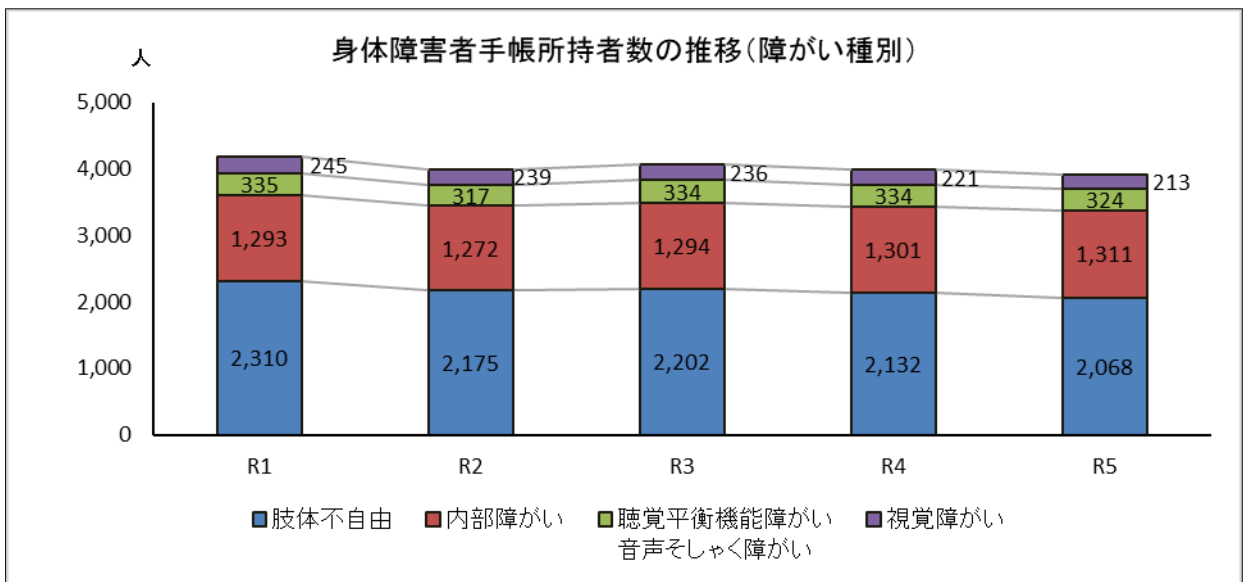
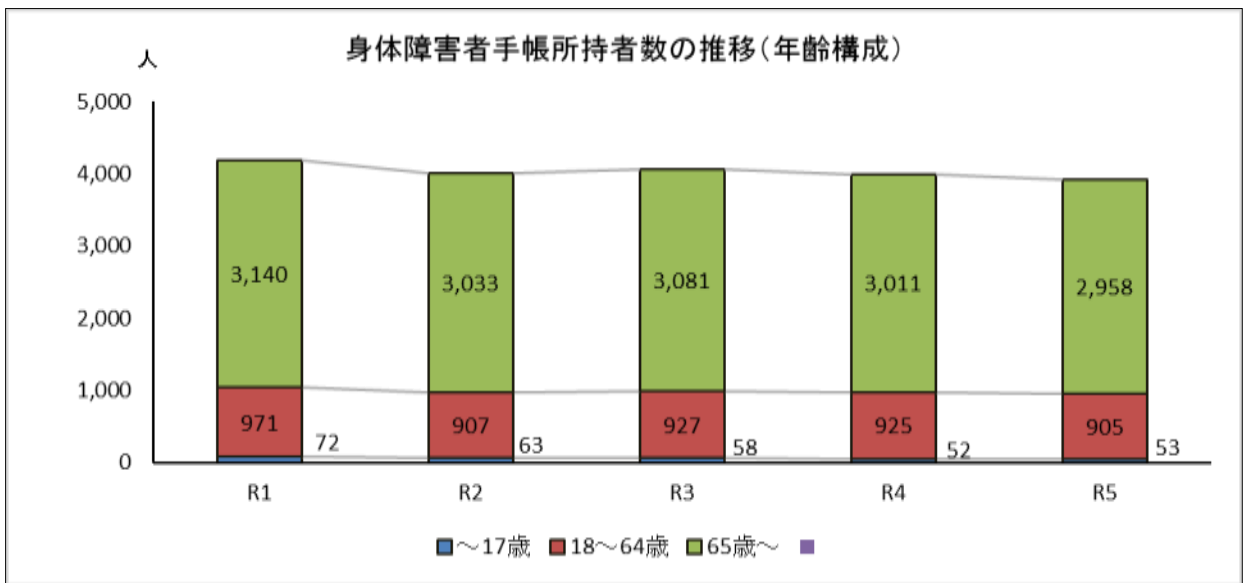
障がい程度別では、中度（3・4級）が 1,819 人（46.5%）と最も多く、次いで重度（1・2級）が 1,783 人（45.5%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日）

（単位：人、%）

		R元	R2	R3	R4	R5	増減（R元～R5）		
							構成比	人数	増減率
総数		4,183	4,003	4,066	3,988	3,916	100.0	△267	△6.4
年齢構成	～17歳	72	63	58	52	53	1.4	△19	△26.4
	18～64歳	971	907	927	925	905	23.1	△66	△6.8
	65歳～	3,140	3,033	3,081	3,011	2,958	75.5	△182	△5.8
障がい種別	肢体不自由	2,310	2,175	2,202	2,132	2,068	52.8	△242	△10.5
	内部障がい	1,293	1,272	1,294	1,301	1,311	33.5	18	1.4
	聴覚平衡機能障がい 音声そしゃく障がい	335	317	334	334	324	8.3	△11	△3.3
	視覚障がい	245	239	236	221	213	5.4	△32	△13.1
障がい程度別	重度（1・2級）	1,786	1,780	1,832	1,965	1,783	45.5	△3	△0.2
	中度（3・4級）	2,036	1,876	1,899	1,685	1,819	46.5	△217	△10.7
	軽度（5・6級）	361	347	335	338	314	8.0	△47	△13.0

## Ⅱ章 市内の障がいのある人の状況



### 第3 療育手帳の状況

本市の療育手帳所持者数は892人（令和5年度）で、令和元年度からの推移では、152人（20.5%）が増加しています。

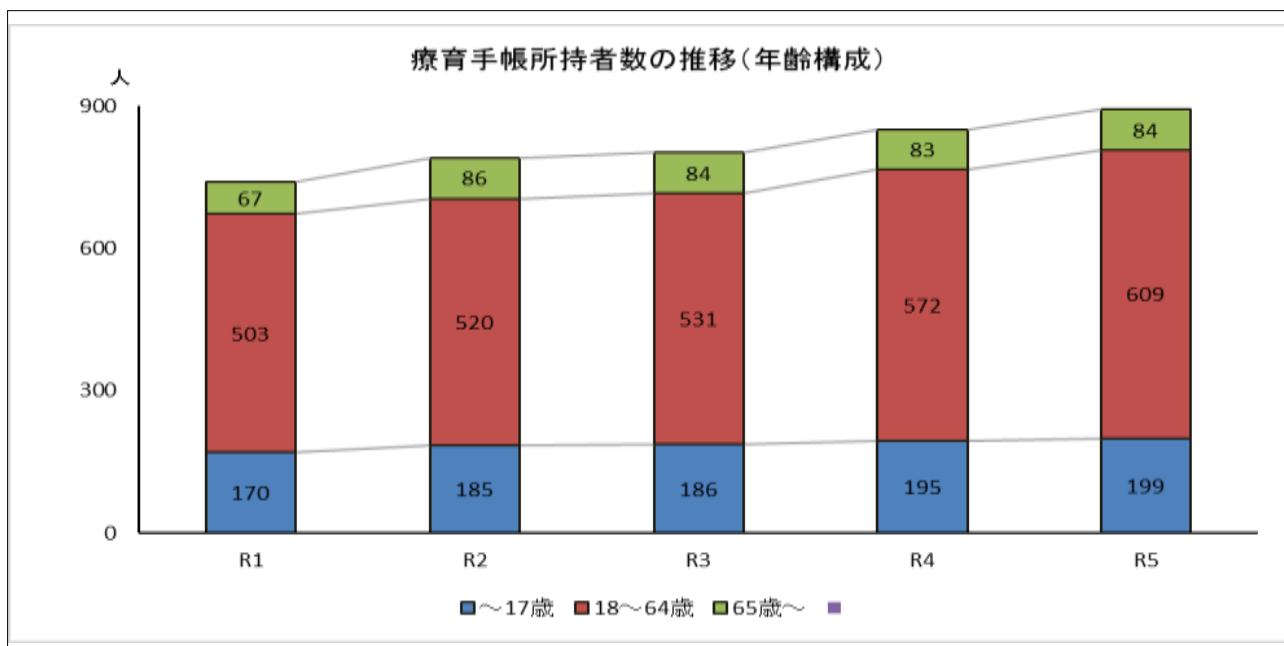
年齢構成では、65歳未満が808人で、90.6%を占めています。

障がい程度別では、中・軽度（B）が619人（69.4%）、重度（A）が273人（30.6%）となっています。

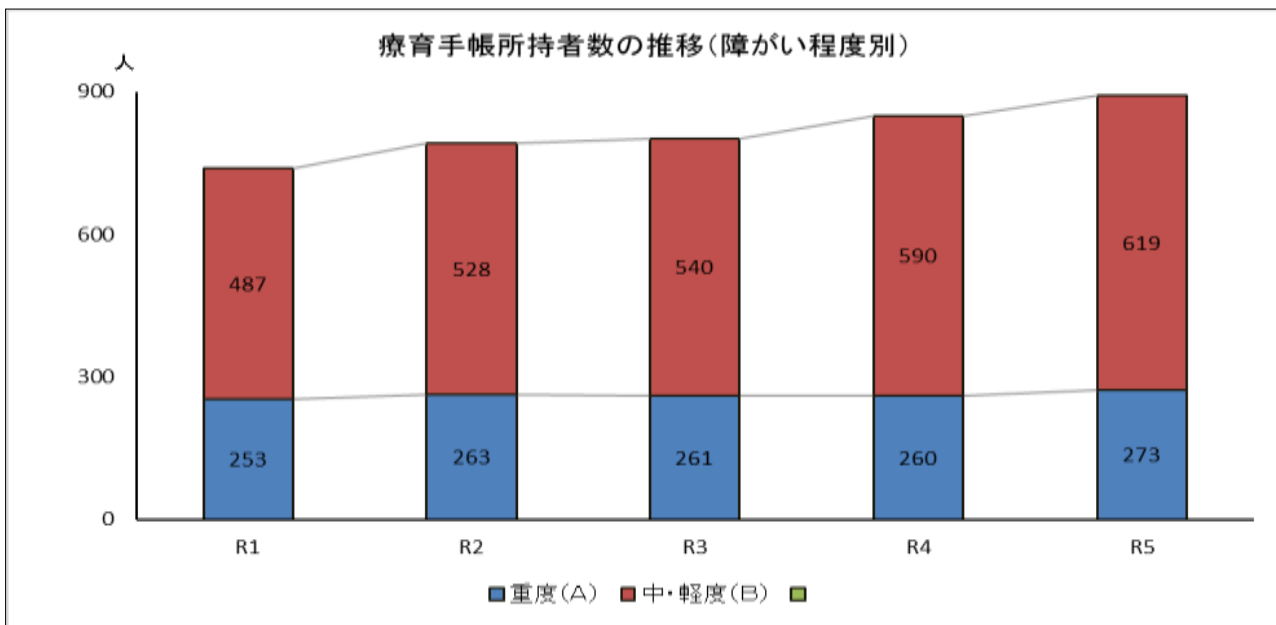
療育手帳所持者数の推移（各年4月1日）

（単位：人、%）

		R元	R2	R3	R4	R5	増減（R元～R5）		
							構成比	人数	増減率
総数		740	791	801	850	892	100.0	152	20.5
年齢構成	～17歳	170	185	186	195	199	22.3	29	17.1
	18～64歳	503	520	531	572	609	68.3	106	21.1
	65歳～	67	86	84	83	84	9.4	17	25.4
障がい程度別	重度（A）	253	263	261	260	273	30.6	20	7.9
	中・軽度（B）	487	528	540	590	619	69.4	132	27.1



## Ⅱ章 市内の障がいのある人の状況



## 第4 精神障害者保健福祉手帳等の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 846 人（令和 5 年度）で、令和元年度からの推移では、189 人（28.8%）が増加しています。

年齢構成では、65 歳未満が 728 人で、86.1%を占めています。

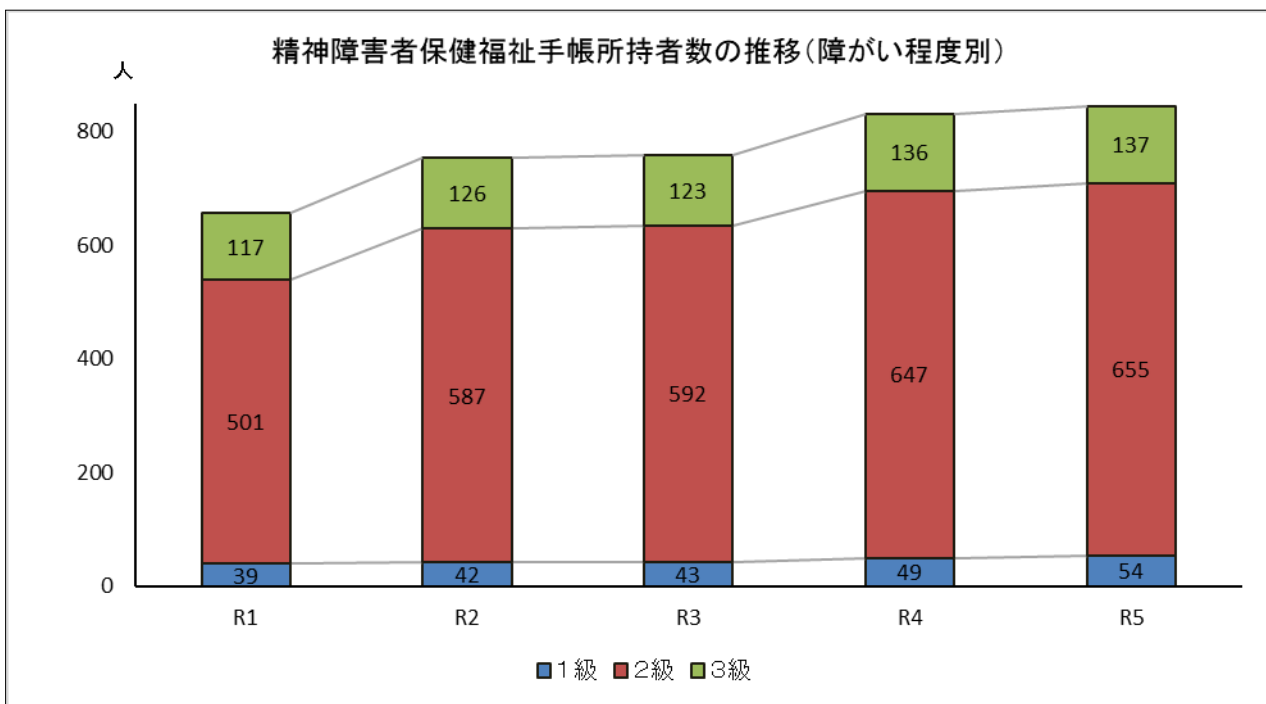
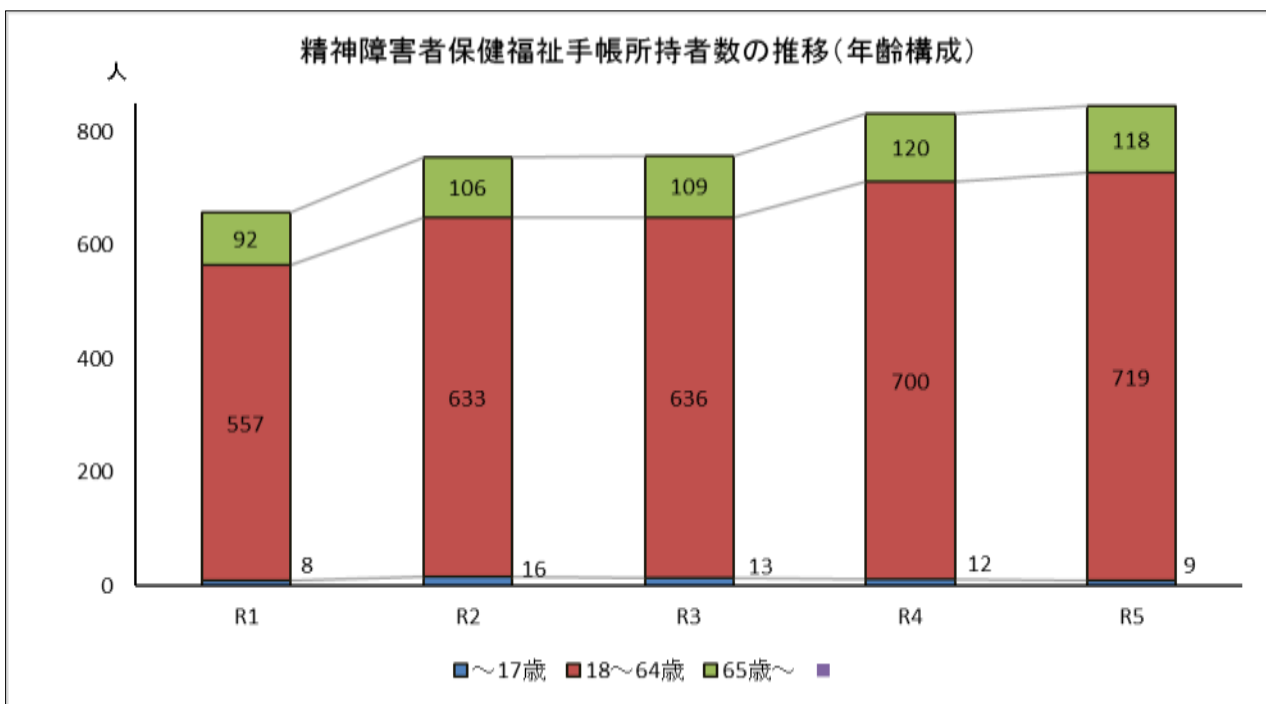
障がい程度別では、2級が 655 人（77.4%）と最も多く、次いで3級が 137 人（16.2%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日）

（単位：人、%）

		R元	R2	R3	R4	R5	増減（R元～R5）		
							構成比	人数	増減率
総数		657	755	758	832	846	100.0	189	28.8
年齢構成	～17歳	8	16	13	12	9	1.1	1	12.5
	18～64歳	557	633	636	700	719	85.0	162	29.1
	65歳～	92	106	109	120	118	13.9	26	28.3
障がい程度別	1級	39	42	43	49	54	6.4	15	38.5
	2級	501	587	592	647	655	77.4	154	30.7
	3級	117	126	123	136	137	16.2	20	17.1

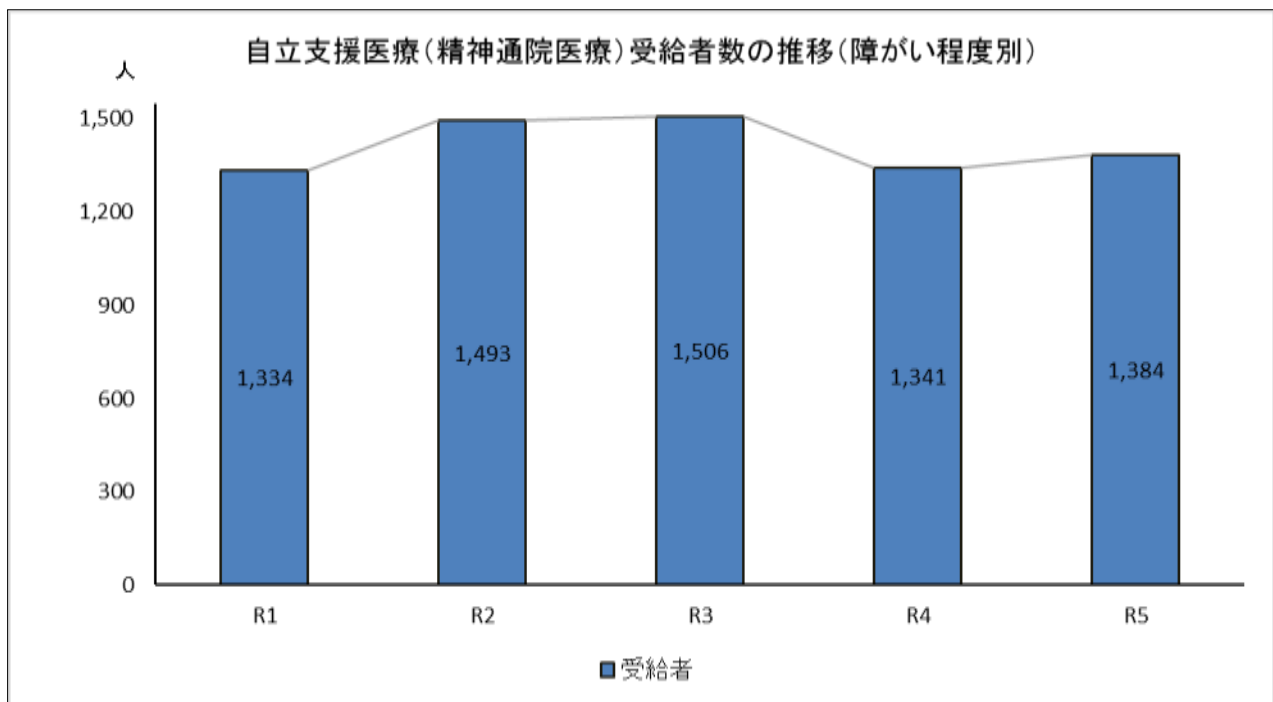
## Ⅱ章 市内の障がいのある人の状況



自立支援医療（精神通院医療）受給者数については、近年横ばいとなっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（各年4月1日） （単位：人、％）

	R元	R2	R3	R4	R5	増減（R元～R5）	
						人数	増減率
受給者数	1,334	1,493	1,506	1,347	1,384	50	3.7



## 第5 発達支援センターえぶりいにおける相談支援の状況

本市では、平成22年4月に、こども教育相談・発達支援センター（現 発達支援センターえぶりい）を開設し、障がいの有無に関わらず、発達に課題や遅れのある児童に対し、早期からの相談支援を行っています。

発達支援センターえぶりいでの相談支援件数は、個別相談では3,555件、巡回支援では222件となっています。

個別相談については増加傾向にあり、中でも未就学児の相談が著しく上昇しています。R元年度からの推移では、延件数からの増減率で未就学児50.9%増、高校生以上20.3%増となっています。

小学生を対象とする相談は、令和4年度より教育研究センターが主に対応していること、また、放課後等児童クラブへ定期的に行っていた巡回支援を、要請があった場合に訪問する方法へ変更していることにより、延件数は減少となっています。

発達支援センターえぶりいでの相談支援件数の推移（各年度末）

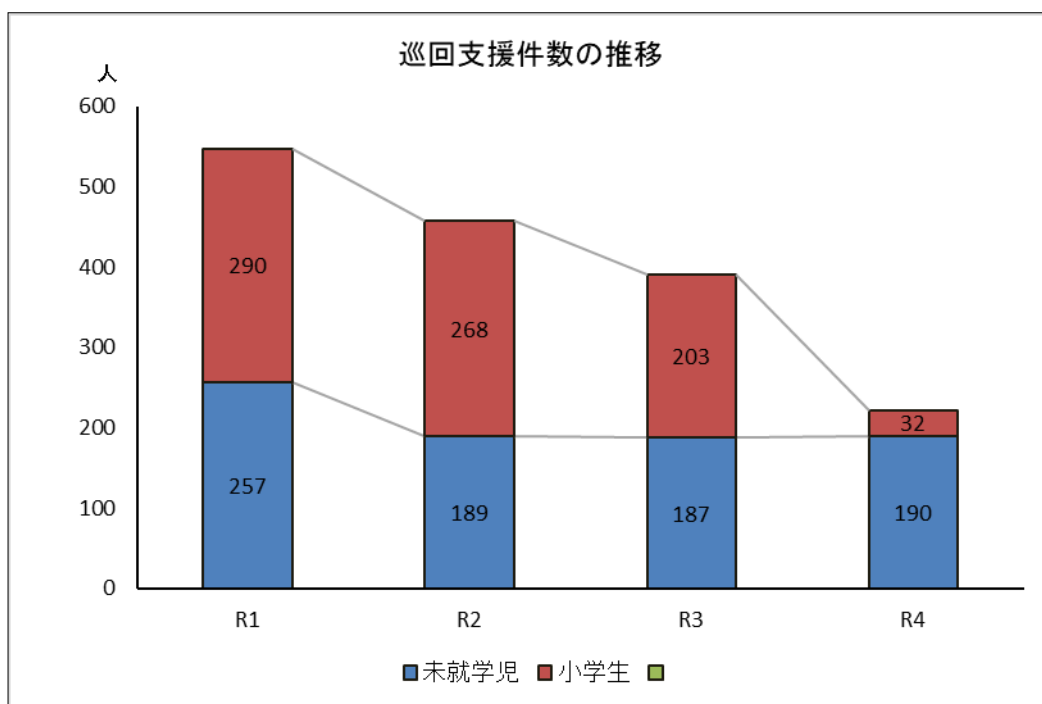
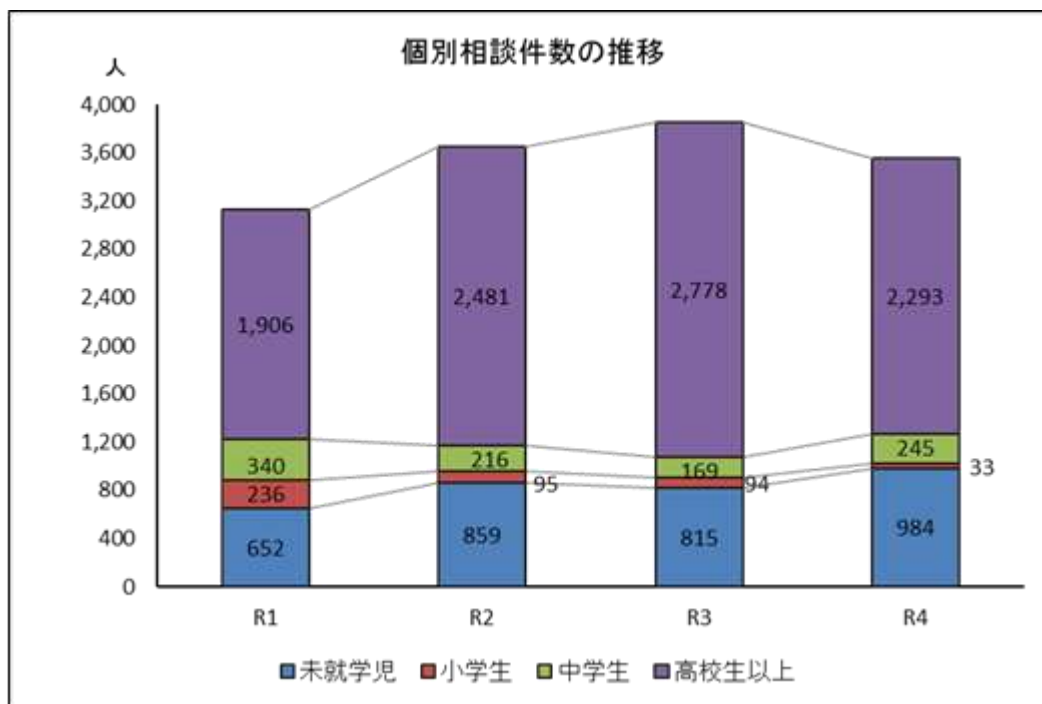
（単位：人、件）

		R元	R2	R3	R4	増減（H元～R4）		
						人数	増減率	
個別相談	実人数	453	466	476	472	19	4.2	
	延件数	未就学児	652	859	815	984	332	50.9
		小学生	236	95	94	33	△203	△86.0
		中学生	340	216	169	245	△95	△27.9
		高校生以上	1,906	2,481	2,778	2,293	387	20.3
		計	3,134	3,651	3,856	3,555	421	13.4
巡回支援	実人数	392	304	299	192	△200	△51.0	
	延件数	未就学児	257	189	187	190	△67	△26.1
		小学生	290	268	203	32	△258	△89.0
		計	547	457	390	222	△325	△59.4

個別相談 保護者、支援者の依頼により、相談（来所、訪問、電話）（支援会議を含む）を行う。

巡回支援 認定こども園、保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブへ巡回を行い、保育教諭や指導員等に対し、児童との関わりや教育・保育環境等への配慮等についての助言・指導を行う。

※「発達障がい」については、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。



## 第6 難病患者の状況

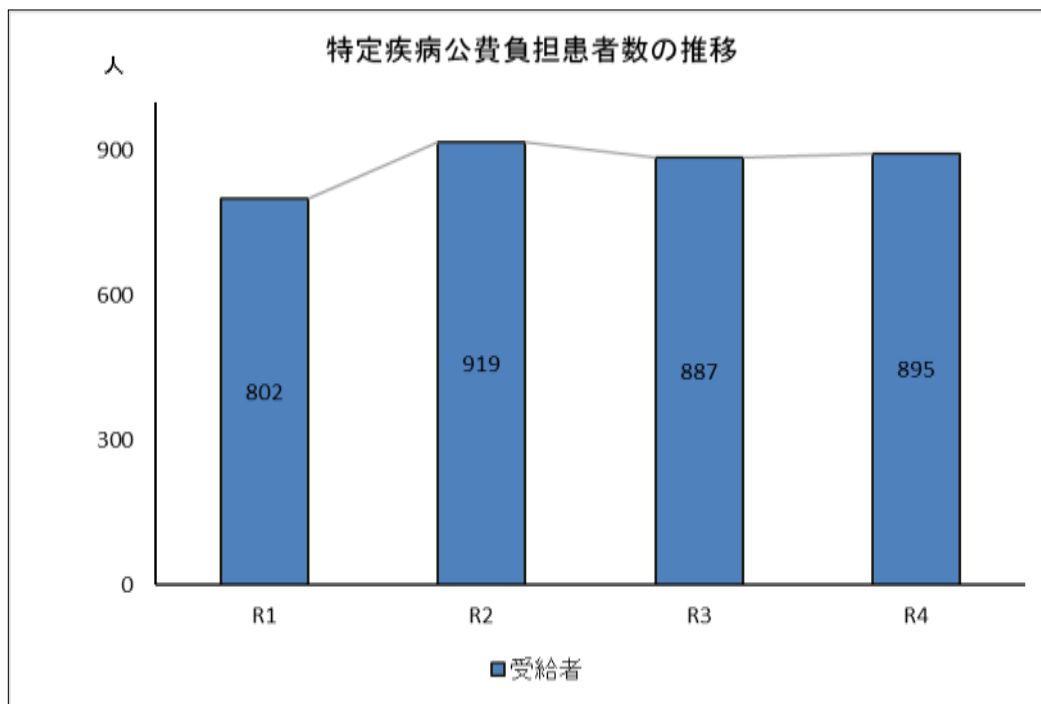
難病とは、原因不明で治療法が確立しておらず、長期にわたり療養を必要とする疾病とされています。

平成 25 年4月から施行された障害者総合支援法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のほか、難病等も障がい福祉サービス等の対象に加えられています。令和 6 年 4 月までに 369 疾病が指定されています。

特定疾病公費負担患者数の推移（各年度末）

（単位：人）

	R 元	R2	R3	R4	増減 (R 元~R4)	
					人数	増減率
受給者数	802	919	887	895	93	11.6



# III章 施策の現状と課題及び目標 (こまつ障がい者計画)

## 第 1 こまつ障がい者計画の基本理念

### 『すべての人があんしんして暮らせる共生のまちへ』

障害者基本法第1条に規定されるように、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現が求められています。

本市では、すべての人があんしんして暮らせる共生のまちを目指し、こまつ障がい者計画の基本理念のもと、下記の3つの基本方針を掲げています。

- 安全・安心な暮らしを守る
- 共生社会の実現
- 自立に向けた支援体制の整備

これらの方針に沿って、医療、福祉、教育、雇用等の各分野の関係機関と連携を図りながら、各種の施策を取り組み、障がいのある人の自立と社会参加をより一層推進します。

第2 施策の体系図

基本理念	基本方針	基本目標	施策目標	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">すべての人があんしんして暮らせる共生のまちへ</p>	<p>1 安全・安心な暮らしを守る</p> 	1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護・虐待防止の推進	①権利擁護の体制整備 ②障がい者虐待防止対策の推進
		2 安全・安心な生活環境の整備	(1) バリアフリー整備の推進	①バリアフリーの普及促進 ②公共施設のバリアフリー化 ③公共交通機関の整備推進
		3 防災、防犯等の推進	(1) 防災体制の確立	①地域防災体制の整備 ②避難行動要支援者の把握・避難支援等 ③避難生活に対する支援
		4 行政等における配慮の充実	(1) 合理的配慮の充実	①「合理的配慮」と差別解消への対応
		5 保健・医療の推進	(1) 予防と早期発見 (2) 公衆衛生の向上	①障がいのある人への医療費助成 ②母子保健事業の充実 ③成人保健事業の充実 ④感染症対策
	<p>2 共生社会の実現</p> 	6 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 障がいに対する理解の共有 (2) デジタル化の推進	①理解の共有 ②コミュニケーション手段による相互理解 ①デジタル化によるスマートシティ ②ICTを活用した緊急時の情報伝達等の充実 ③障がい特性に応じた情報伝達等の充実
		7 教育の振興	(1) 福祉教育の推進	①交流及び共同学習の推進 ②福祉教育の推進 ③教育的ニーズに応じた教育の充実 ④特別支援教育体制の充実 ⑤教育と福祉の連携
		8 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 生涯学習・スポーツ・余暇活動の充実	①生涯学習活動への参加促進 ②だれもが楽しめるニュースポーツ・ゆるスポーツの振興 ③社会参加・余暇活動の推進
		9 国際社会での協力・連携の推進	(1) 国際交流の推進	①国際協力への積極的な取り組み
		10 ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動の推進	①ボランティア活動センターの充実とボランティア等の養成 ②障がいのある人のボランティア活動への参加支援
	<p>3 自立に向けた支援体制の整備</p> 	11 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 早期支援の推進 (2) 生活支援の充実	①保育所・認定こども園等での受け入れ推進 ②専門的な支援の充実 ③児童系福祉サービスの充実 ④遊びの場の提供 ⑤適切な就学支援の充実 ⑥ライフステージにあわせた途切れることのない支援の提供 ①小松市障害者自立支援協議会による地域福祉の向上 ②相談支援体制の強化 ③情報提供の充実 ④生活訓練の充実 ⑤福祉の人材育成 ⑥住まいの場の確保 ⑦日中活動の充実
		12 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 雇用・就業の促進	①職業訓練の促進 ②雇用の促進、就労への支援 ③就労系福祉サービスの充実



## 第 3 分野別施策の現状と課題及び目標

### 基本方針) 安全・安心な暮らしを守る

#### 基本目標 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいのある人の権利を守るために、成年後見制度等の周知と普及を図り、契約や財産管理等で支援を必要とする人が制度を適切に利用できるような支援するとともに、関係機関と連携・協力しながら支援できる体制づくりに努めます。

##### (1) 権利擁護・虐待防止の推進

##### <現状と課題>

障がいのある人の権利が守られ、安心して社会生活を送っていく上で、成年後見制度(※1)など権利擁護の仕組みは大きな役割を果たします。権利擁護については、障がいのある人やその家族の高齢化の進展に伴い、より一層支援が必要な人の増加が予想されることから、その需要に対応する体制の整備が求められています。

本市は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、障がいのある人が住み慣れた地域において生活し続けられるよう成年後見制度の利用促進と後見の業務を適正に行うことができる人材の育成、成年後見制度の周知啓発等を進めていくこととしています。

また、障がいのある人に対する虐待防止の広報、普及・啓発を進めるとともに、早期発見から適切な早期対応までの一貫した支援体制の確立を図ります。

< 施策の目標 >

目 標	施 策 の 内 容
<p>①権利擁護の体制整備</p>	<p>○成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関を設置するとともに、権利擁護支援連携ネットワークの構築を図ります。</p> <p>○成年後見制度を必要とする誰もが利用できるよう相談支援体制の整備充実を図ります。</p> <p>○福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）（※2）の推進により支援が必要な人に対する日常的金銭管理体制の確立を進めます。</p> <p>○障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、医療、介護、教育他障がいのある人の自立と社会参加に関連する分野の機関等で構成されている「小松市くらし安心ネットワーク協議会」を地域協議会として設置しています。</p> <p>また、実態の把握や合理的配慮の提供等についての相談、法の趣旨の理解啓発など、具体的な対応・取り組みについては、協議会が設置する「障がい者対策部会」において行います。</p> <p>○障がいのある人が消費者トラブルに遭わないよう、消費生活相談の充実を図るとともに、消費トラブル防止出前講座による啓発を行います。</p>
<p>②障がい者虐待防止対策の推進</p>	<p>○障がい者虐待の防止等に関する啓発活動を行います。</p> <p>○障がい者虐待防止センターにて県などの関係機関と連携し、虐待に関する通報、報告等に迅速に対応します。</p> <p>○虐待が起こった背景を分析し、虐待を行った養護者を含む家族全体に対して、適切な支援を行います。</p>

※1 成年後見制度：判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な人に対して、本人の行為の代理または補助をする成年後見人等を選任する制度。

※2 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）：判断能力の不十分な人の福祉サービス利用の手続きの援助や代行、日常的な金銭管理を支援する制度。

基本目標 2

## 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人にとって、住み慣れた地域の生活環境や住居環境が安全で安心できる場となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。

### (1) バリアフリー整備の推進

#### <現状と課題>

障がいのある人が快適に生活していくためには、地域でより安心・安全に生活できる環境の整備が求められています。障がいのある人の意見を取り入れながら、公共施設や民間施設のバリアフリー化、交通機関のユニバーサルデザインの整備を推進していきます。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①バリアフリーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー新法（※1）や「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に即し、安全で快適な建築物等の整備推進を図ります。</li> <li>○民間建築物等については、障がいのある人が円滑に利用できるよう啓発、指導し整備を図ります。</li> <li>○高齢者、障がいのある人、妊産婦等が利用しやすい駐車場等の整備とパーキングパーミット制度（※2）の普及を図ります。</li> <li>○高齢者又は障がいのある人が快適で安全に日常生活を過ごせるように、住宅改修の工事費の一部又は全額を助成します。</li> <li>○町内会の公民館・集会所のバリアフリー化・LED化にかかる改修費用を助成し、誰もが安心して使える環境を整備します。</li> </ul>
②公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公営住宅や市有施設など、障がいのある人が円滑に利用できるようバリアフリー化に努めていきます。</li> </ul>

<p>② 公共施設のバリアフリー化</p>	<p>○障がいのある人が利用しやすいよう、スポーツ・文化施設のバリアフリー整備を推進します</p> <p>○誰もが安全で快適に利用できる道路・歩行空間や公園の整備（点字ブロック、段差解消等）に努めます。</p>
<p>③ 公共交通機関の整備促進</p>	<p>○障がいのある人が利用しやすい公共交通サービス（ノンステップバスの導入等）の向上を図ります。</p>

- ※1 バリアフリー新法：高齢者，身体に障がいのある人等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律。公共交通施設や建造物のバリアフリー化の推進や，地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進を行う。
- ※2 パーキングパーミット制度：対象外の利用が目立つ障がい者等駐車場スペースにおいて，利用証を提示することで適正な駐車利用を促すもの。

基本目標 3

## 防災・防犯等の推進

障がいのある人の安全確保を図るため、災害や緊急時に備えた防災体制等の整備を推進し、安心・安全を推進します。

### (1) 防災体制の確立

#### <現状と課題>

災害発生時に障がいのある人の安全を確保するためには、支援を必要とする人の把握と災害情報、避難情報の確実な伝達及び避難誘導、安否確認体制の整備が必要となります。

また、指定避難所では様々な障がいのある人が避難することが予想されることから、各種障がいの特性に配慮した運営を市民、事業者、行政が一体となって推進します。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震のような大規模災害においては、国、県及び関係機関等との情報共有や連携強化が不可欠であり、被災後における福祉避難所等、障がいのある人への支援体制が課題となっています。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①地域防災体制の整備	<p>○「小松市いのちを守る防災・減災推進条例」に基づき、市民・事業者と一体となった防災・減災体制を推進します。</p> <p>○障がいのある人を災害から守るため、町内会で組織する自主防災組織の活性化を推進するとともに、防災士（※1）やしみん救護員（※2）の養成により地域防災の担い手を確保し、要配慮者（※3）の避難誘導等、地域における防災力の向上を図ります。</p> <p>○地域の方々が中心となって避難所を運営してもらうために市内全校下に設立されている避難所運営協議会の積極的な活動を推進し、要配慮者への配慮も含め、行政と地域が連携した避難所の運営を図っていきます。</p>

<p>①地域防災体制の整備</p>	<p>○小松市障害者自立支援協議会において、災害対策の情報共有や検討を行い、関係機関へ周知を行います。</p>
<p>②避難行動要支援者の把握・避難支援等</p>	<p>○<u>避難行動要支援者名簿（※4）</u>及び<u>個別避難計画（※5）</u>の作成を推進し、福祉関係者等、地域とともに災害時の避難行動の支援を実施します。</p>
<p>③避難生活に対する支援</p>	<p>○指定避難所のバリアフリー施策を推進するとともに、指定福祉避難所の更なる指定等により、障がいの特性に適した避難所の確保に努めます。また、手話通訳者等の派遣による支援体制の確立に努める他、災害ボランティアの効果的活用を図ります。更に民間事業者と「災害時応援協定」の締結を進め、民間の力を活かした避難生活の支援を推進します。</p> <p>○大規模災害における避難所の設置、被災者の受け入れ、支援について国、県及び関係機関との情報共有、連携強化を図ります。</p>

- ※1 防災士：地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導・救助にあたる人。日本防災士機構の認定する民間資格で、平成15年より認定開始
- ※2 しみん救護員：応急手当は命を守る上で効果的で、その訓練はとても重要です。小松市では、1人でも多くの応急手当の専門知識を持った人材が地域のリーダーとして活躍できるよう、「しみん救護員」を育成しています。
- ※3 要配慮者：高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人。
- ※4 避難行動要支援者名簿：平成25年6月の災害対策基本法改正で、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿作成が各市町村に義務づけられました。名簿は、災害時に生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供できるとされています。
- ※5 個別避難計画：障がい者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ本人・家族と確認し作成する個別の避難行動計画です。

基本目標 4

## 行政等における配慮の充実

障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、障がいのある人もない人も互いに、その人らしさを共に認めあう「共生社会」を実現することを目指します。

### (1) 合理的配慮の充実

#### <現状と課題>

令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年から民間事業者にも合理的配慮が義務化されることとなります。

これまで以上に行政が「合理的配慮」を理解し、実践していくことが求められます。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①「合理的配慮」と差別解消への対応	○職員対応要領に基づき、市の事務・事業の実施にあたり、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行います。また、職員への研修を実施します。 ○「差別解消」と「合理的配慮」について、広報誌、ホームページやICT等各種媒体を積極的に活用し、障がいの理解啓発活動を推進します。

基本目標 5

## 保健・医療の推進

障がいの要因は様々であり、妊娠期、幼児期から老年期の各段階における予防対策の充実が必要です。障がいをできるだけ早く発見し、適切な支援を受けられるよう取り組みを強化していきます。また、必要な健康診査を受診しやすい環境整備に努め、障がいのある人の健康維持を図ります。

### (1) 予防と早期発見

#### <現状と課題>

障がいの予防と早期発見、早期治療が重要であり、「小松市子ども・子育て支援事業計画(※1)」や「すこやかこまつ21計画(※2)」に基づき、妊産婦及び乳幼児健診等の母子保健施策や、成人の健康相談、生活習慣病予防のための健康診査を実施しています。

今後も、医療機関・南加賀保健福祉センター・認定こども園・保育所(園)・幼稚園・学校・行政等の関係機関の連携強化を図り、予防と早期対応のための施策をより一層充実していくことが必要です。

また、うつ病等精神疾患への理解を更に深めることや、心理相談員による相談を実施し、メンタルヘルス向上に努めて行く必要があります。

さらに、精神保健に課題を抱える人への相談など、きめ細やかな支援が提供できるよう関係部局との連携・支援体制を整えることが重要です。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①障がいのある人への医療費助成	○かぜやケガなどによる通院・入院に対する医療費の自己負担分(健康保険適用分)を助成し、経済的な負担を減らしています。
②母子保健事業の充実	○母子保健法に基づき、妊産婦・乳幼児の健康相談、妊婦・産婦・乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査、各健康教室、訪問指導の充実に努めます。 ○「小松市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保健、医療、福祉の連携を更に強化していきます。

<p>②母子保健事業の充実</p>	<p>○子どもに障がいがあるために養育に支援が必要な家庭に対し、適切な支援が行われるように関係機関を紹介するとともに、さらなる連携を行います。</p> <p>○未熟児や障がい・慢性疾患のある子どもを持つ親が、自分達で交流のための会を開くことを支援していきます。</p> <p>○必要に応じて発達支援センターえぶりい，児童発達支援事業所と連携を図ります。</p>
<p>③成人保健事業の充実</p>	<p>○健康増進法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、予防や健康管理のため健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を推進します。</p> <p>○障がいのある人も検診を受診しやすいように、受診方法を検討し、選択肢の拡大を図っていきます。</p> <p>○様々な心の問題について正しく理解するとともに、「身近な人の悩みに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る」というゲートキーパー（※3）の役割についての理解や拡大，相談先の周知等普及活動を継続していきます。</p> <p>○点字による小松市国民健康保険特定健康診査，長寿健康診査の個別通知の実施や，健診や保健指導等の際に，必要時手話通訳者等の派遣を行い，障がいのある人が利用しやすい支援を行います。</p>

- ※1 小松市子ども・子育て支援事業計画：すべての子どもと子育て家庭を対象に、保健、福祉、教育、労働、生活環境等の各分野にわたる次世代育成，子育て支援施策の方向性や目標を定めたもの。
- ※2 すこやかこまつ21計画：市民一人ひとりの目標とすべき健康づくりの指標を示し，それと連動した保健事業を体系的，系統的により効率的，効果的に実施し，市民の健康の実現を図るための計画。
- ※3 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき，適切な対応（悩んでいる人に気づき，声をかけ，話を聞いて，必要な支援につなげ，見守る）を図ることができる人。

## (2) 公衆衛生の向上

### <現状と課題>

新型コロナウイルス感染症などから障がいのある人やその家族の暮らしを守るため、公衆衛生に対する意識を高め、社会の変化に柔軟に適応するまちづくりが大切です。

### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①感染症対策	<p>○「健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例」を踏まえ、市民、事業者、市などが協働して公衆衛生の維持・向上に取り組み、一人ひとりの心身の健康づくりを通して、感染症に強い活力あるまちづくりを目指します。</p> <p>○障がい福祉サービス事業所等における感染拡大防止対策の強化とさまざまなサービス等の安定的な提供の推進を図ります。</p>

## 基本方針) 共生社会の実現

### 基本目標 6

## 情報アクセシビリティの向上及び 意思疎通支援の充実

お互いの人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、その理念や考え方の普及を図るとともに、障がいのある人について市民の理解を深めるため、広報・啓発活動を推進します。

また、ICT技術等を活用し、障がいのある人にとっても、もっと便利で、もっと快適な日常生活が送れるようコミュニケーション手段の推進を図ります。

### (1) 障がいに対する理解の共有

#### <現状と課題>

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いが人格と個性を尊重し合い、認め合う社会を実現するためには、差別や偏見といった人の心の中にある障壁が取り払われ、障がいや障がいのある人について社会全体で十分に理解されなければなりません。本市では各種行事の開催や広報誌等を通じて情報発信を行っていますが、引き続き障がいや障がいのある人への理解の促進を図るため、行政はもとより、地域、企業等多様な機関との連携による幅広い広報・啓発活動を、あらゆる機会を通じて推進していくことが重要です。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①理解の共有	○障がいの理解を深めるため、福祉ふれあいフェスティバルや講演会、フォーラム等の開催を推進します。 また、地域における生涯学習の場等を通じ積極的に福育を推進し、障がいに対する認識を高めます

①理解の共有	○多様な人々の存在をお互いに理解し尊重しあう「共生社会」について理解を深めるため、研修会を開催します。
②コミュニケーション手段による相互理解	○小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例を踏まえ、円滑な意思疎通のための手話、要約筆記、点訳、音訳等の普及を図ります。

## (2) デジタル化の推進

### <現状と課題>

昨今のIT技術を利用したコミュニケーションツールの進化は目覚ましく、それらを注視しながら、先進的技術の活用により、これまで以上に快適性や利便性を兼ね備えた生活の推進を図ります。

### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①デジタル化によるスマートシティ	○NET119の普及、障がいのある人へのオンラインによる就労支援、面談、健康管理の推進により <u>スマートシティ</u> (※1)を目指す。
②ICTを活用した緊急時の情報伝達等の充実	○災害時の迅速な情報伝達を可能とするため、防災行政無線戸別受信機のほか、障がい特性に応じた情報伝達手段(NET119、FAX119等)の活用を図ります。
③障がい特性に応じた情報伝達等の充実	○ウェブサイトや広報誌等における障がいに関するさまざまな情報提供にあたり、障がい特性に応じた <u>アクセシビリティ</u> (※2)への配慮に努めます。 ○障がい特性に応じて、障がいのある人に分かりやすい情報提供が行えるように、最新の科学技術の活用にも努めます。

※1 スマートシティ：先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組。

※2 アクセシビリティ：「使いやすさ」や「利用しやすさ」。

基本目標 7

## 教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることのない「共生社会」の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。また、障がいのある子どもに対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めます。

### (1) 福祉教育の推進

#### <現状と課題>

学校においては、総合的な学習の時間などの機会を利用した手話、点字、車椅子体験など、福祉に関する体験的な学習の実施と、障がいのある人との直接の交流を通じて、障がいへの理解促進を進めており、引き続き福祉教育の充実を図っていきます。

また、特別な支援が必要な子どもの育成については、できるだけ早期に相談支援と適切な療育・教育を行うことが必要です。集団の中で配慮が必要な子どもの能力や適性等に応じて適切な支援体制を図るとともに、成長過程で支援が途切れることのないよう、関係機関と連携し、きめ細かなサポートを行っていく必要があります。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①交流及び共同学習の推進	<p>○学習のめあての達成のために、<u>交流及び共同学習(※1)</u>において児童生徒の実態に応じた合理的配慮を行います。</p> <p>○学校教育において、小中学校の通常の学級と特別支援学級、並びに小中学校と特別支援学校との継続的な交流及び共同学習を推進し、幼少時からの理解促進を図ります。</p>

<p>②福祉教育の推進</p>	<p>○学校教育において、手話、点字、車椅子、アイマスク等の体験学習や、社会福祉施設訪問等のボランティア活動を推進します。</p> <p>○学校へ障がいのある人が講師として出向き、直接ふれあう教育を推進します。また、手話言語の理解・普及を図る目的として、出前講座を推進していきます。</p>
<p>③教育的ニーズに応じた教育の充実</p>	<p>○特別支援学級間の合同学習、学校間や地域との交流及び共同学習を推進し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実を図ります。</p> <p>○<u>通級指導教室「ことばの教室」「しえんの教室」</u>（※2）における指導の充実に努めます。</p> <p>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」をもとに、児童生徒の実態に応じた合理的配慮を行います。</p>
<p>④特別支援教育体制の充実</p>	<p>○市内小中学校全教職員を対象に、特別支援教育の理解啓発を図る研修を引き続き実施していくとともに、研修・研究を充実し、教職員、<u>特別支援教育コーディネーター</u>（※3）、<u>特別支援教育支援員</u>（※4）、<u>通級指導教室担当者の資質向上</u>に努めます。</p> <p>○小松市特別支援教育振興会の活動について支援します。</p> <p>○発達障がいのある児童生徒に対して、関係部署と連携し、組織的な支援体制を図ります。</p>
<p>⑤教育と福祉の連携</p>	<p>○学校、教育センター、発達支援センターえぶりい、その他関係機関等が連携し、適切な支援を図っていきます。</p> <p>○障がいのある児童が放課後児童クラブへの利用を希望する場合には、指導員を配置して、受入れを行います。担当指導員の質の向上を図り、障がいのある児童の受入れの充実を推進します。</p> <p>○児童が安心して放課後の時間を過ごすことが出来るよう、発達支援センターえぶりい職員による市内の放課後児童クラブの巡回支援や、<u>放課後等デイサービス</u>（※5）との連携を図ります。</p>

※1 「交流」・「共同学習」とは：どちらも、障がいのある子とない子が一緒に参加する活動のこと。「交流」：相互のふれあいを通じて人間性を育むこと。「共同学習」：教科のねらいの達

### Ⅲ章 こまつ障がい者計画

---

成を目的として一緒に活動すること。

- ※2 通級指導教室「ことばの教室」：ことばやきこえについての指導を行う教室。  
「しえんの教室」：学習面・行動面においてつまずきがある子どもへの指導・支援をする教室。
- ※3 特別支援教育コーディネーター：学校内の関係者や関係機関との連絡・調整，及び保護者に対する学校の窓口となる役割を持つ者として校内の教員が任命される。
- ※4 特別支援教育支援員：障がいのある児童生徒に対し，学校における日常生活動作の介助を行ったり，発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする。
- ※5 放課後等デイサービス：学校通学中の障がいのある児童に対し，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより，学校教育と相まって，児童の自立を促進するとともに，放課後等の居場所づくりを推進するもの。

基本目標 8

## 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、生活と社会を豊かにするとともに、障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、障がい者スポーツに親しめる機会をつくとともに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努め、障がい者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図ります。

### (1) 生涯学習・スポーツ・余暇活動の充実

#### <現状と課題>

障がいのある人もない人も、共に地域で暮らすことができる社会をつくっていくためには、地域活動を始め、誰もが希望に応じてスポーツ・レクリエーション、文化等の余暇活動に親しみ、参加できる環境を整えていくことが重要です。

本市は体育施設等の改修を行い、障がいのある人が利用しやすい環境をつくとともに、市体育協会の中に障がい者スポーツ委員会を設け、障がいのある人のスポーツ振興を推進しています。

また、障がいのある人に対してスポーツ・レクリエーション、文化等の余暇活動についての情報の提供が必要であり、情報発信の促進を図っていきます。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①生涯学習活動への参加促進	○障がいの有無に関わらず、共に生涯学習活動に参加し楽しむことができるように、福祉サービスの提供や手話通訳者又は要約筆記者の派遣、車椅子席の確保など障がいのある人が活動に参加しやすい環境づくりを推進します。
②だれもが楽しめるニュースポーツ・ゆるスポーツの振興	○障がいのある人に様々な競技スポーツやニュースポーツ、ゆるスポーツ等の普及・振興を図ります。 ○障がいのある人のスポーツ活動を支援します。 ○石川県障がい者スポーツ大会など、各種大会への積極的参加を促進します。

<p>②だれもが楽しめるニュースポーツ・ゆるスポーツの振興</p>	<p>○体育館等をバリアフリー化し、スポーツ施設の環境改善を図ります。特に小松サン・アビリティーズを障がい者スポーツ施設の拠点とし、充実強化を図るとともに、障がい者スポーツの広報・プロモーション活動に取り組みます。</p> <p>○パラリンピックの開催に向けて、障がい者スポーツをサポートしていきます。</p>
<p>③社会参加・余暇活動の推進</p>	<p>○ふれ愛ふくしアート展等の開催により、作品を展示し市民が鑑賞できる機会を提供するなど文化的な活動を支援します。</p> <p>○障がいの有無にかかわらず応募できる作品発表の場、身近な作品鑑賞の場を提供します。また、福祉施設と一体的に美術展のPR活動を行い、美術・芸術活動の支援・バリアフリー化を目指します。</p> <p>○障がいのある人が読書に親しむ機会を得られるように支援します。</p> <p>○障がいのある人もない人も、気兼ねなく交流し過ごすことのできる居場所の提供により、余暇活動の充実を図り、いきがいある生活を支援します。</p>

基本目標 9

## 国際社会での協力・連携の推進

障がい者施策を国際的な協調の下に推進するため、障がい分野における国際的な取組に積極的に参加するとともに、文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障がいのある人の国際交流等を推進します。

### (1) 国際交流の推進

#### <現状と課題>

国連や地域の国際機関等における取組への積極的な参加や、文化芸術など多様な日本の魅力の情報発信等を推進します。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①国際交流への積極的な取組み	○国際協力への積極的な取組み及び文化芸術等の魅力の発信を推進します。

基本目標 10

## ボランティア活動の推進

障がいのある人が地域生活を送るためには、ボランティアやNPO活動のほか、地域で支える仕組みづくりが必要となります。そのため、福祉関係者だけでなく、地域住民も含めたボランティア活動を広めることで、障がいへの理解を深めることにつながります。

### (1) ボランティア活動の推進

#### <現状と課題>

少子・高齢化が進むなか、障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らせる社会を目指しています。そのためには、地域住民やボランティア団体、NPO、行政が連携し、市民によるボランティアなどの福祉活動の振興を図り、みんなで支え合う市民共創の地域づくりを進めて行くことが必要です。

障がいのある人へのボランティア活動にあたり、必要となる基本的知識や技能の習得に関する講座などを開催するとともに、様々な活動機会を提供することによってボランティアの育成やボランティア活動の振興を図ります。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
① ボランティア活動センターの充実とボランティア等の養成	<p>○ボランティアコーディネーター等の配置により、ボランティア人口の拡大と活動の活性化を図るとともに、新しくボランティア活動掲示板を設置し、登録者が活動しやすい場所作りをします。</p> <p>○障がいのある人の社会参加活動や、障がい福祉サービス事業所等の活動を支援するボランティアの養成を図ります。また、同じ悩みを持つ障がいのある人やその家族に寄り添う活動の支援を図ります。</p> <p>○障がい特性に応じた、ボランティアの養成に努めます。</p>

---

---

②障がいのある人のボランティア活動への参加支援	○ボランティア活動を希望する障がいのある人に対して、活動への参加支援を推進します。
-------------------------	-------------------------------------------

## 基本方針) 自立に向けた支援体制の整備

### 基本目標 11

## 自立した生活の支援・意思決定 支援の推進

障がいのある人もない人も、一人ひとりの発達段階に合った保育・教育を受けることが大切であり、それぞれの特性やニーズに応じた活動の場の確保や様々な配慮を行うことが求められます。

障がいのある人及びその家族から、さまざまな悩みや生活課題、あるいはサービスの利用に関する相談に対応し、必要な情報提供を行い、一人ひとりが適切な支援を受けられるよう相談体制の充実を図ります。

### (1) 早期支援の推進

#### <現状と課題>

特別な支援が必要な子どもの育成については、できるだけ早期に相談支援と適切な療育・教育を行うことが必要です。集団の中で配慮が必要な子どもの能力や適性等に応じて適切な支援体制を図るとともに、成長過程で支援が途切れることのないよう、関係機関と連携し、きめ細かなサポートを行っていく必要があります。

#### <施策の目標>

目 標	施 策 の 内 容
①保育所・認定こども園等での受け入れ推進	○障がいのある児童を受け入れ、保育教諭や保育士等を加配し、一人ひとりの子どもの発達や障がいの状態を把握するとともに、個別保育や、集団の中で障がいのない児童との生活を通じて、関係機関と連携しながら、引き続き健全な発達が図られるよう努めます。

<p>① 保育所・認定こども園等での受け入れ推進</p>	<p>○入園した後も，児童が安心して園等での生活が送れるよう，発達支援センターえぶりい職員が市内の保育所・認定こども園等を巡回し，園における児童への関わりや環境整備についての助言・指導を行ないます。</p>
<p>② 専門的な支援の充実</p>	<p>○<u>児童発達支援事業（※1）</u>において，児童の療育を推進します。</p> <p>○発達に課題のある子の早期発見と早期対応・支援を図ります。</p> <p>○保健，医療，福祉，保育等の各関係機関と連携しながら，個別相談等を行い，一人ひとりの発達段階や特性に応じた支援を図ります。</p> <p>○医療的ケア児とその家族については，関係機関による協議の場を設置し支援の充実を図ります。</p> <p>○障がいの診断や手帳を待たずに，早期療育が有効と判断される場合において，児童発達支援サービスを受けられるよう支援します。</p> <p>○療育や支援を行う人材の育成支援に努めます。</p> <p>○保護者の不安と負担の軽減のため，保護者支援の充実を図ります。</p>
<p>③ 児童系福祉サービスの充実</p>	<p>○児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援等の児童系福祉サービスにより，早期支援の充実を図ります。</p>
<p>④ 遊びの場の提供</p>	<p>○障がいのある児童もない児童も共におもちゃ遊びを通じて交流し，育ち合う場として「<u>おもちゃ図書館（※2）</u>」の活動を支援します。</p>
<p>⑤ 適切な就学支援の充実</p>	<p>○障がいのある児童の適切な就学支援を行います。</p> <p>○就学に向けての保護者の不安を軽減することを目的に，教育委員会と発達支援センターえぶりいが連携し，就学時相談を含めた就学までの流れや相談先，及び就学後のフォロー体制について，保護者にわかりやすい情報の提供に努めます。</p>

⑥ ライフステージにあわせた途切れることのない支援の提供	○乳幼児期から成人期まで継続的に支援が行なえるよう、保護者を主体とした情報の共有、伝達及び連携を図ります。
------------------------------	-------------------------------------------------------

※1 児童発達支援事業：身近な地域で障がいのある児童を支援する専門事業として、通所利用の児童への療育や支援だけでなく、地域の障がいのある児童・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障がいのある児童に対し施設を訪問して支援する事業。

※2 おもちゃ図書館：障がいのある児童におもちゃ遊びを通じて心身の発達を促すために、おもちゃの貸出などを行っている。

## （２）生活支援の充実

### ＜現状と課題＞

障がいのある人が自立し安定した生活を送り、多様化するニーズや課題にきめ細かく対応するために、相談支援事業所や障害者自立支援協議会、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生委員や障がい者相談員等との連携の強化を図っています。昨今、高齢者と障がいのある人等複合的な課題のある相談が増加傾向にあり、高齢者総合相談センター等と連携し協力した対応を行うなど、相談支援体制の更なる強化が求められています。

### ＜施策の目標＞

目 標	施 策 の 内 容
①小松市障害者自立支援協議会による地域福祉の向上	○小松市障害者自立支援協議会のネットワーク力を活かし、関係機関との情報共有や人材育成を図るとともに、地域課題の解決や困難事例に対する協議を通して、地域福祉の向上を推進します。
②相談支援体制の強化	○障がいのある人とその家族の暮らしを支える常時の相談支援機能として、「障がい者相談支援センター」の強化を図るとともに、障がいのある人のライフステージに応じたケアマネジメントが継続して行うことができる相談支援体制の充実を推進します。

<p>②相談支援体制の強化</p>	<p>○ひきこもり，8050問題，生活困窮などの複雑化・複合化する多様な支援ニーズに対し，社会的孤立を防ぐため，関係機関が連携し，制度や分野の枠を超えた重層的で切れ目ないつながり続ける相談支援体制を構築します。</p> <p>○精神障がいのある人に加え，精神保健に課題を抱える人も相談支援の対象になる等，多様化するニーズにきめ細かく対応するため，市庁舎内に小松市基幹相談支援センターを設置するとともに相談支援事業所と密に連携することで相談支援機能の強化を図ります。</p> <p>○障がいのある人の高齢化への対応として介護保険関係機関との連携を強化します。</p> <p>○福祉事務所等に職員として手話通訳士を配置し，相談支援の充実を図ります。</p>
<p>③情報提供の充実</p>	<p>○手話・要約筆記・点訳・音訳の奉仕員養成講座等を開講し，支援者の資質向上と量的拡大を図ります。</p> <p>○障がいのある人に関するさまざまな情報を，市や自立支援協議会のホームページ等から発信します。</p> <p>○市民向けの講演会等に手話通訳等の派遣を実施します。</p>
<p>④生活訓練の充実</p>	<p>○<u>視覚障がい者及び難聴者生活訓練事業（※）</u>の充実を図ります。</p>
<p>⑤福祉の人材育成</p>	<p>○障がいの特性や支援を学び実践することにより，障がい福祉サービスに関わる支援者のスキルアップを図ります。</p> <p>○研修の対象者を民生委員や教育・高齢者支援関係者に拡大し，障がい者理解の推進と支援の向上につなげます。</p>
<p>⑥住まいの場の確保</p>	<p>○自立生活援助，共同生活援助，施設入所支援などの居住系サービスにより，生活支援の充実を図ります。</p>
<p>⑦日中活動の充実</p>	<p>○居宅介護サービスなどの訪問系サービスや，生活介護，自立訓練，療養介護，短期入所などの日中活動系サービスにより，生活支援の充実を図ります。</p> <p>○移動支援，地域活動支援センターなどを活用した地域生活支援事業の充実を図ります。</p> <p>○タクシー料金の一部を助成することで，地域での自立生活及び社会参加の支援に努めます。</p>

### Ⅲ章 こまつ障がい者計画

---

- ※ 視覚障がい者及び難聴者生活訓練事業：視覚障がいのある人，聴覚障がいのある人に対して日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより，生活の質的向上や社会参加の促進を図ることを目的とし，日常生活上必要なトレーニング・指導等を行う。

基本目標 12

## 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人が地域において、いきいきと生活するために、それぞれの希望や適性に応じて就労したり、必要なサービスが適切に利用できるような支援します。

障がいのある人の一般就労に向けて、福祉、教育、雇用などの関係機関との連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、就労相談や職業訓練の充実、就労後の定着のための支援を行うほか、企業等に対して障がい者雇用についての、一層の理解と協力を求めていきます。

また、企業等での就労が困難な人に対して、生産活動の機会を提供し必要な訓練等を実施するとともに、授産品の販路拡大や開発などにより工賃の向上につながる支援を図ります。

### (1) 雇用・就業の促進

#### <現状と課題>

令和5年6月現在のハローワーク小松管内における民間の障がいのある人の実雇用率は2.15%で、これは全国2.33%、石川県2.49%に比べて、やや低い水準です。また、小松管内の障がい者の法定雇用率達成企業の割合は57.6%となっています。(全国50.1%、石川県55.7%)

現在の法定雇用率2.3%は令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%と段階的に引き上げられます。

障がいのある人がその意欲や適性・能力に応じて自立を図るためには、職業能力開発の機会・職場適応の機会の確保、更には障がい者雇用に関する制度の普及・啓発を進め、受け入れ側となる事業者の障がい者雇用に対する理解と協力を得て職場の環境が整備されることが求められます。

＜施策の目標＞

目 標	施 策 の 内 容
①職業訓練の促進	<p>○雇用・就労を希望する障がいのある人の増加に対応し、身近な地域で職業訓練を受講できるよう障害者職業能力開発校・民間教育訓練機関等を活用し、訓練の機会拡大を図り、障がいのある人の雇用を促進します。また、特別支援学校の在校生に対する企業実習等の訓練を実施し、就職の促進を図ります。</p>
②雇用の促進、就労への支援	<p>○ハローワークにおいて、障がい者雇用率未達成企業への指導を推進します。また、ハローワークや<u>障害者就業・生活支援センター（※）</u>などの関係機関との連携を強化し、雇用の促進を図ります。</p> <p>○障害者就業・生活支援センター等と連携して企業訪問を行うなど、障がい者雇用への理解を求め、雇用に関する国の補助制度や市の奨励金等について周知を図り雇用につなげます。</p> <p>○自立支援協議会就労連絡会において、就労系事業所等が課題を共有し合うことで、障がいのある人がより働きやすくなる仕組みや環境を整備します。</p> <p>○はたらく障がい者支援事業や、職域開発等を展開し、人と仕事とのマッチングを図ります。</p> <p>○特別支援学校の児童生徒に対して、在学中から相談支援専門員や、障害者就業・生活支援センターとつなげ、本人や家族の希望に合った就労支援を行います。</p> <p>○南加賀就労支援強化連絡会として、雇用促進のため、働く障がい者の情報誌を全戸配布します。</p>
③就労系福祉サービスの充実	<p>○就労移行支援，就労継続支援（A型），就労継続支援（B型），就労定着支援などの就労に関する日中活動系サービスの提供により，雇用や就業のための支援の充実を図ります。</p> <p>○本市の物品等調達方針に基づき，障がい者施設等からの授産品の購入や作業委託等積極的に実施するとともに，授産品の販売増進等支援し工賃の向上を目指します。</p>

<p>③就労系福祉サービスの充実</p>	<p>○ I C Tを活用したテレワークの促進など，新しい生活様式を踏まえた柔軟な働き方の普及を図り，障がいのある人の多様な就労を支援します。</p>
----------------------	-----------------------------------------------------------------------------

※ 障害者就業・生活支援センター：障がいのある人の職業的自立を図るために，地域の関係機関と連携しながら，就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援，日常生活や地域生活に関する助言などを行うセンター。

**IV章 障がい福祉サービスの  
数値目標及び見込量  
(第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画)**

## 第1 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画の基本的理念

### (1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいのある人等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市が実施主体となり、障がい種別に適した福祉サービスの充実を図ります。

### (3) 入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度や分野を超えた重層的で柔軟なサービスの確保を図り、地域に実情に応じた切れ目ない支援体制を推進します。

### (5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

早期相談・早期支援により、質の高い専門的な発達支援を行うため、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の充実を図ります。

また、ライフステージに応じて、保健，医療，障がい福祉，保育，教育，就労支援等が適切に受けられるよう、関係機関との連携強化を図ります。

加えて、医療的ケア児への包括的な支援体制を推進します。

**(6) 障がい福祉人材の確保**

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中，将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくため，専門性を有した人材の確保が求められることから，研修の実施や多職種間の連携の推進を図ります。

**(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組**

障がいのある人の社会参加を促進するため，障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し，又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を図ります。

また，視覚に障がいのある人等が，読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるよう，ICTの活用も含め情報保障への配慮に努めます。

## 第2 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

1. 令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

#### ■小松市における成果目標

年度末時点入所者数		削減数	地域生活移行者数
令和4年度	令和8年度		
137人	134人	3人	3人

施設入所者の地域生活移行者数については、ニーズ調査から、入所者の高齢化・重度化により、地域移行が進みにくいと思込まれることから、国が示す6%以上の移行は困難と思われ、第6期目標を考慮し2%で設定した。

## 2 地域生活支援の充実

### 【国の基本指針】

1. 地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
2. 強度行動障害を有する者に関し、令和8年度末までに各市町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

### ■小松市における成果目標

令和8年度末の確保状況	整備の形態
1カ所整備済（R2年6月） 障がい者相談支援センター	面的整備型

運用状況の検証及び検討の回数		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
1回以上	1回以上	1回以上

強度行動障害を有する者の状況や支援ニーズの把握	強度行動障害を有する者に係る支援体制の整備
令和8年度末	令和8年度末
(仮称)強度行動障害検討部会の設置	(仮称)強度行動障害検討部会の設置

## 3 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて，令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては，令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際，就労移行支援事業，就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について，各事業の趣旨，目的，各地域における実態等を踏まえつつ，それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。
  - 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
  - 就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
  - 就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから，就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし，就労定着支援事業の利用者数については，令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする
- 就労定着支援事業の就労定着率については，就労定着支援事業所のうち，就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

■小松市における成果目標

1. 就労移行支援事業等を利用している人の一般就労への移行者数に関する目標を以下のとおり定めます。

	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)	備考
一般就労への移行者数	8人	11人	1.28倍
就労移行支援事業利用者数	0人	1人	1.31倍
就労継続支援A型事業利用者数	4人	6人	1.29倍
就労継続支援B型事業利用者数	3人	4人	1.28倍

2. 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

目標（令和8年度）	5割以上
-----------	------

3. 一般就労後の定着支援に関する目標を以下のとおり定めます。

	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)	備考
就労定着支援事業利用者数	1人	2人	1.41倍

4. 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とします。

目標（令和8年度）	2割5分以上
-----------	--------

## 4 障がいのある児童への支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
  - ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
  - ・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
  - ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
  - ・令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### ■小松市における成果目標

項目	令和8年度末
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センター 1カ所設置 保育所等訪問支援 3カ所設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所 1カ所設置 放課後等デイサービス事業所 1カ所設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（回数）及びコーディネーターの配置（人数）	協議の場 年3回 コーディネーター 8人

## 5 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

1. 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
2. 基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
3. 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### ■小松市における成果目標

項目	令和8年度末
基幹相談支援センターの設置	小松市庁舎内に小松市基幹相談支援センターを設置。
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	小松市社会福祉協議会内に障がい者相談支援センターを設置。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保	小松市障害者自立支援協議会の相談支援事業所連絡会等を活用し、個別事例の支援内容の検証・検討を実施。

## 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### ■小松市における成果目標

#### 令和8年度末の構築状況

障がい福祉サービス等に係る研修の活用や、サービス提供者間での情報共有を図ることにより、利用者が求めるサービスの現状や地域ニーズの把握に努め、個々の生活レベルの向上を目指した質の高いサービスを提供する。

## 7 小松市の独自目標について

### 1. 共生のまちづくり

障がいについての理解を深めるため、障がいのある人が小中学校等に出向き、講師となり、講話等をする「障がい者ふれあい事業」の参加者の増加を目指します。

(延べ人数/年)

項目	基準値 【R4年度】	目標値 【R8年度】
障がい者ふれあい事業参加者数	1,584人	2,000人

### 2. 障がいのある人の一般就労の促進

障がいのある人の経済的自立の促進を目指し、ハローワーク小松やこまつ障害者就業・生活支援センターと連携し、支援を図ります。

(延べ人数/年)

項目	基準値 【R4年度】	目標値 【R8年度】
一般就労者数	76人	80人

※ハローワーク小松を通じて一般就労した1年間の累計人数

### 3. 支援が必要な子どもへの早期支援体制の推進

支援が必要な子どもへの早期支援体制をさらに推進するため、専門的な知識を持った人材の育成を図ります。

項目	基準値 【R4年度】	目標値 【R8年度】
ペアレント・プログラム実施資格認定者（累計人数）	19人	37人
保育士・学童指導員への出前講座及び発達支援研修（年間延べ人数）	100人	250人

※ペアレント・プログラム：「子育ての応援プログラム」であり、保護者が子どもの特性を知り、かかわり方を工夫することで、子どもの発達を促すものです

## 第3 障がい福祉サービス等の見込量

### 1 訪問系サービス

	サービス名	内 容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、病院への通院介助等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人、常時介護を要する人に、自宅で入浴、排せつ、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等 包括支援等	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

## 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	75	80	82
	時間/月	666	701	687
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人/月	85	88	91
	時間/月	713	739	765

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	81	470	475
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人/月	1	1	1
	時間/月	475	475	475

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	人/月	24	25	23
	時間/月	164	144	179
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人/月	23	23	23
	時間/月	179	179	179

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	人/月	1	1	1
	時間/月	21	21	21
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人/月	1	1	1
	時間/月	21	21	21

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

○訪問系サービスにおいては、地域での生活を支えるサービスとして、今後利用の増加が見込まれます。

## 2

## 日中活動系サービス

	サービス名	内容
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある人が、一定期間必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他必要な支援を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	知的や精神に障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を送れるように、一定期間必要な訓練や生活等に関する相談や助言、その他必要な支援を行います。
	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型)	一般企業等に就労することが困難な人のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 (B型)	一般企業等に就労することが困難な障がいのある人のうち、就労移行支援を利用したが一般企業に結びつかない人や、年齢や心身の状態等により就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を経て、一般就労後に、環境の変化等で課題が生じた人に対し、企業や関係機関等との連絡調整等を行い、課題解決に向けて必要となる支援をするサービスです。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	(人/月)	266	263	266
	(人日/月)	5,093	5,282	5,246
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	268	270	272
	(人日/月)	5,276	5,306	5,336

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	(人/月)	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	1	1	1
	(人日/月)	9	9	9

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(生活訓練)	(人/月)	4	7	8
	(人日/月)	86	89	85
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	8	8	8
	(人日/月)	85	85	85

事項	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	(人/月)		1	1

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	(人/月)	9	14	17
	(人日/月)	147	222	206
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	18	19	20
	(人日/月)	222	238	254

【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	(人/月)	117	123	130
	(人日/月)	2,259	2,447	2,444
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	132	134	136
	(人日/月)	2,468	2,492	2,516

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(B型)	(人/月)	285	310	337
	(人日/月)	4,843	5,419	5,578
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	355	373	391
	(人日/月)	5,863	6,148	6,433

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	(人/月)	4	7	9
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	10	11	12

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	(人/月)	29	30	32
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	33	34	35

## 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	(人/月)	11	11	18
	(人日/月)	57	58	90
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	19	20	21
	(人日/月)	95	100	105

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (医療型)	(人/月)	1	6	9
	(人日/月)	8	37	51
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	10	11	12
	(人日/月)	60	66	72

- 生活介護，就労継続支援A・B型の利用者は今後も増加が見込まれます。
- 就労移行支援については，今後，特別支援学校卒業生のみならず，一般就労への希望者に対し市と福祉事業所，こまつ障害者就業・生活支援センターや小松ハローワークと連携し，一般就労の促進を図ります。
- 就労定着支援は就労継続支援等を利用し，一般就労した人を対象としており，一般就労後の職場定着率の向上を図ります。

### 3 居住系サービス

居住系サービス	サービス名	内容
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障がい者が居宅における自立した日常生活を営むうえでの様々な課題に対応するため、巡回訪問や相談を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ仕組みです。 居住支援のための主な機能には、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりがあります。

#### 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	(人/月)	1	3	3
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	3	3	3

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	(人/月)	114	113	119
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	122	125	128

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	(人/月)	135	137	137
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	136	135	134

## 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等	カ所	1	1	1
	回	1	0	1
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	カ所	1	1	1
	回	1	1	1

○共同生活援助（グループホーム）は、自立した地域生活を行う上での居住の場としてニーズが有り、今後も利用者は増加していくと見込まれます。

## 4 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援	サービス名	内 容
	計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
地域相談支援	サービス名	内 容
	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等に入所等している障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域定着支援	居宅で単身生活をしている障がいのある人等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

### 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	(人/月)	252	260	278
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	288	298	308

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	(人/月)	1	1	1
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	2	2	3

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	(人/月)	1	2	1
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	2	3	4

○計画相談支援及び地域定着支援は、希望に添ったサービスの利用が計画的に行われていくように支援するサービスであり、必要に応じた増加を見込んでいます。

## 5 障がい児通所支援等

	サービス名	内容
障がい児通所サービス等	児童発達支援	主に小学校入学前の児童を対象に、日常生活の基本的な動作や集団生活への適応訓練を受け、児童の発達を促す支援を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童等を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのある児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な児童を対象に、居宅を訪問して発達支援を行います。

### 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	(人/月)	63	58	60
	(人日/月)	427	459	460
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	61	62	63
	(人日/月)	468	476	484

【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	(人/月)	159	185	207
	(人日/月)	2,329	2,737	2,974
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	221	235	249
	(人日/月)	3,184	3,394	3,604

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	(人/月)	5	2	3
	(人日/月)	5	2	6
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	3	3	3
	(人日/月)	6	6	6

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	(人/月)	0	1	1
	(人日/月)	0	6	6
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	1	1	1
	(人日/月)	6	6	6

- 児童発達支援は小学校入学後に放課後等デイサービスへ移行していくため、利用者は横ばいで推移していくと見込まれます。
- 放課後等デイサービスは利用が増加している状況から、今後もサービス量の伸びを見込んでいます。
- 保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援センターにおいて提供されるサービスです。

## 6 障がい児相談支援

支援 障がい児 相談	サービス名	内 容
	障がい児 相談支援	障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。

### 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	(人/月)	93	104	115
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	122	129	136

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	(人)	8	8	8
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	8	8	8

○障がい児相談支援については、今後も増加することが見込まれます。

○国は障害児福祉計画の策定において、医療的ケア児に対する支援については関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するとされており、その役割として「医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する。」とされています。

## 7 発達障がいのある児童やその家族等に対する支援

発達障がいのある児童(者)の早期相談・早期支援には、発達障がいのある児童(者)への支援だけでなく、その家族等への支援が重要である。

家族等が子どもの特性を前向きに捉え、悩みや不安を一人で抱え込まないよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を用いた支援体制を確保することが必要である。

### 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	(人)	9	21	12
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	15	15	15

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントメンターの人数	(人)	10	10	10
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	13	13	13

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアサポートの活動への参加人数	(人)	14	13	9
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	11	11	11

- 「ペアレントトレーニング」「ペアレントプログラム」は、発達障がいのある子どもを持つ保護者だけでなく、子育てに不安を抱える全ての保護者を支援するためのグループプログラムです。
- 小松市では、平成26年度に国のモデル事業としてペアレントプログラムを取り入れた「子育て支援講座」を開催しました。今後も継続して講座を開催し、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図ることとしています。
- 「ペアレントメンター」とは発達障がいのある子どもを育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことです。

- 今後は、小松市のペアレントメンターの人数を増やすだけでなく、身近な地域における相談支援の担い手の一人として、保護者支援事業の中での活用を図ります。
- 同じような困り感や生きづらさを抱える若者同士が交流できる居場所や活動を提供し、その中で自らの体験に基づいて他の人の相談相手となれるようなピアサポート的活動の働きかけを行なっています。

## 8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の基盤を整備することが必要である。

### 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	(人)	0	1	3
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	3	3	3

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	(人)	0	13	12
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	15	15	15

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	(人)	0	1	3
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	3	3	3

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がいのある人の地域移行支援	(人)	1	1	1
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	2	2	2

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がいのある人の地域定着支援	(人)	1	1	1
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	2	2	2

## 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がいのある人の 共同生活援助	(人)	56	50	56
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	58	60	62

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がいのある人の 自立生活援助	(人)	1	3	3
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	3	3	3

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がいのある人の 自立訓練（生活訓練）	(人)	4	7	8
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	8	8	8

## 9 相談支援体制の充実・強化のための取組

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。また、相談支援事業者等は、障がいのある人等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要である。

### 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	(有・無)	—	—	—
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(有・無)	有	有	有

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	(人)	28	47	52
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	52	52	52

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	(人)	12	11	12
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	12	12	12

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	(人)	57	59	52
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	52	52	52

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	(回)	—	—	—
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(回)	3	3	3

○小松市基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修、関係機関等との連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う。

## 10 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが必要である。

## 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	(人)	5	2	12
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	12	12	12

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立審査支払等システムによる審査結果の共有	(回)	0	0	0
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(回)	1	1	1

## 第4 地域生活支援事業のサービス見込量

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に基づき、市町村及び都道府県が実施する事業であり、障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業のことであります。

サービス名	内容
相談支援	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
手話・要約筆記者派遣	聴覚等に障がいのある人に、手話通訳等の方法により、意思疎通をスムーズに行えるよう手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。
手話通訳設置	聴覚等に障がいのある人に、手話通訳等の方法により、意思疎通をスムーズに行えるよう手話通訳者を設置しています。
日常生活用具給付	重度の障がいのある人に対して、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付するものです。 (例：電磁調理器、入浴補助用具、ストマ用装具 等)
奉仕員養成事業	聴覚や視覚に障がいのある人の社会参加を支援する手話奉仕員、要約筆記者奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
訪問入浴サービス	重度の身体障がいのある人で、自宅入浴が困難であり、かつ施設等への通所が困難な場合に自宅へ入浴車を派遣し、入浴の支援を行います。
日中ショートステイ	介護者が様々な理由により障がいのある人の介護ができないときに、障がいのある人に日中活動の場を提供するものです。
生活サポート	居宅において日常生活の支援を行わなければ生活に支障をきたす障がいのある人で、特に支援が必要と認められた人に家事援助、身体介護、生活支援等のサービスを提供します。

地域生活支援事業

IV章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

地域生活支援事業	サービス名	内容
	家族ほっとサポート	自宅で生活する医療的ケアが必要な障がいのある児童（者）を看護・介護する家族の心身の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションの看護師が訪問し、家族の変わりに医療的ケアを伴う見守りを行い、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュをサポート。
	共生社会のフォーラム	障がいのある人もない人も、互いに尊重し合う共生社会を目指し、相互理解を深めるために講演会や手話、点字などの体験講座を開催します。

【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	カ所	5	5	5
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	カ所	5	5	5

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	(人/年)	1	2	4
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/年)	5	5	5

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話・要約筆記者派遣	(人/年)	66	56	63
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/年)	70	70	70

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	(人)	2	2	2
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人)	2	2	2

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付事業	(件/年)	2,570	2,589	2,600
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(件/年)	2,600	2,600	2,600

## 【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	(人/月)	30	45	45
	(時間/月)	133	285	279
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	47	49	51
	(時間/月)	291	303	315

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	(人/月)	20	26	30
	(人日/月)	98	193	173
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	32	34	36
	(人日/月)	188	203	218

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	(人/月)	0	0	1
	(回/月)	0	0	4
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	1	1	1
	(回/月)	8	8	8

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中ショートステイ	(人/月)	11	17	11
	(回/月)	70	113	49
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	17	17	17
	(回/月)	113	113	113

【令和3年度から令和8年度までの利用実績及び見込量】

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活サポート事業	(人/月)	0	0	1
	(時間/月)	0	0	6
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	1	1	1
	(時間/月)	6	6	6

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
奉仕員養成事業	(人/年)	24	15	31
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/年)	35	35	35

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族ほっとサポート	(人/月)	0	2	1
	(時間/月)	0	4	2
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人/月)	2	2	2
	(時間/月)	8	8	8

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共生社会のフォーラム	講演会(回)	0	0	1
	体験講座(回)	0	0	1
	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	講演会(回)	1	1	1
	体験講座(回)	1	1	1

- 成年後見制度については、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき利用の促進を図っていきます。
- ボランティア活動を行う奉仕員の養成は、地域で暮らす障がいのある人の支え手として大切な人材育成です。障がいのある人の心に寄り添うボランティアの育成を推進します。
- 移動支援事業は障がいのある人の社会参加が徐々に進んでおり、今後増加が見込まれます。

## 制度の変遷

時 期	概 要
平成 23 年 8 月 施行	<p><b>【障害者基本法の改正】</b></p> <p>「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 7 月に成立し、平成 23 年 8 月より施行され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される共生社会の実現をめざすという考えを取り入れ、目的規定や障がい者の定義などが見直された。</p>
平成 24 年 10 月 施行	<p><b>【障害者虐待防止法の成立】</b></p> <p>虐待を受けた障がいのある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行され、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことなどが定められた。</p>
平成 25 年 4 月 施行	<p><b>【障害者総合支援法の成立】</b></p> <p>障害者基本法の改正や本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月より施行（一部、平成 26 年 4 月施行）された。</p> <p>平成 25 年 4 月からは、障がい者（児）の定義に難病等が追加され、障がい福祉サービス等の対象となった。</p> <p>また、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直しとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施された。</p> <p><b>【障害者優先調達推進法の成立】</b></p> <p>障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行された。</p>

時 期	概 要
平成 25 年 9 月 決定	<p><b>【障害者基本計画の策定】</b></p> <p>平成 24 年 12 月に内閣総理大臣あてに提出された「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間を対象とする、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる障害者基本計画（第 3 次）が策定された。</p>
平成 26 年 1 月 批准	<p><b>【障害者権利条約の批准】</b></p> <p>平成 26 年 1 月 20 日、日本は障害者権利条約を批准した。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している障がい者に関する初めての国際条約である。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。</p>
平成 28 年 4 月 施行	<p><b>【障害者雇用促進法の改正】</b></p> <p>平成 25 年 4 月に、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改定する法律案」が国会に提出され、同年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日）。</p> <p><b>【障害者差別解消法の成立】</b></p> <p>国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮提供に対策を取り込む事を法定義務とした。施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日。</p>

時 期	概 要
平成 28 年 5 月 施行	<p><b>【成年後見制度の利用促進法の成立】</b></p> <p>平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行された。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。</p>
平成 28 年 8 月 施行	<p><b>【発達障害者支援法の改正】</b></p> <p>障がい者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の改正が平成 28 年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 8 月 1 日。</p>
平成 30 年 4 月 施行	<p><b>【介護保険法等の改正】</b></p> <p>高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に制定された。</p> <p>この中で、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けることが示された。施行は平成 30 年 4 月 1 日。</p> <p><b>【障害者総合支援法及び児童福祉法の改正】</b></p> <p>障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に制定された。施行は平成 30 年 4 月 1 日。</p>
平成 30 年 6 月 施行	<p><b>【障害者文化芸術推進法の成立】</b></p> <p>障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に公布、施行された。</p>

時 期	概 要
令和 2 年 4 月 施行	<p><b>【障害者雇用促進法の改正】</b></p> <p>障がい者の活躍の場の拡大と、民間企業の雇用促進を支援することを目的に「週 20 時間未満の労働者を雇用する企業への給付」と、300 人以下の中小企業における障がい者雇用の促進を目的とした「中小企業を対象とした認定制度（障害者雇用優良認定制度）」が創設された。施行は一部の附則を除き令和 2 年 4 月 1 日。</p>
令和 3 年 4 月 施行	<p><b>【改正社会福祉法の成立】</b></p> <p>「8050 問題」に代表されるように、地域の問題が複雑化・複合化するなか、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの相談窓口を一本化することで、より包括的な支援を可能にすることを目的に、重層的支援体制の整備等が盛り込まれた「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（改正社会福祉法）」が令和 2 年 6 月 12 日に交付された。施行は一部の附則を除き令和 3 年 4 月 1 日。</p>
令和 3 年 9 月 施行	<p><b>【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立】</b></p> <p>令和 3 年 6 月に、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、同年 9 月に施行された。</p>
令和 4 年 5 月 施行	<p><b>【障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の成立】</b></p> <p>令和 4 年 5 月に、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定され、施行された。</p>

時 期	概 要
令和5年3月 策定	<p><b>【障害者基本計画（第5次）の策定】</b></p> <p>共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、国が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画を定めた障害者基本計画が和5年度から令和9年度までを計画期間として策定された。</p>
令和6年4月 施行	<p><b>【障害者総合支援法の改正】</b></p> <p>障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることを目的に、令和4年12月に同法の一部が改正され、令和6年4月に施行された。</p>

# 第8期こまつ障がい者プラン ニーズ調査結果

## 1 目的

第8期こまつ障がい者プランの策定にあたっては、国が示す障がい福祉サービス等の円滑な実施のための成果目標のうち、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」及び「相談支援体制の充実強化」に係る実態を調査し、障がいのある人の日常生活における課題やニーズを踏まえ、計画策定の基礎資料として本調査結果を活用する。

## 2 調査の概要

### (1) 調査の対象

入所施設（療養介護を含む）	4 施設
入所施設利用者	83 人
入所施設入所者家族等	83 人
就労系サービス事業所	16 事業所
就労系サービス事業所利用者	328 人
相談支援事業所	8 事業所

### (2) 調査の方法

主に施設及び事業所を通じて調査票を配布し、回答を依頼  
無記名方式

### (3) 調査の期間

令和5年9月1日～9月15日

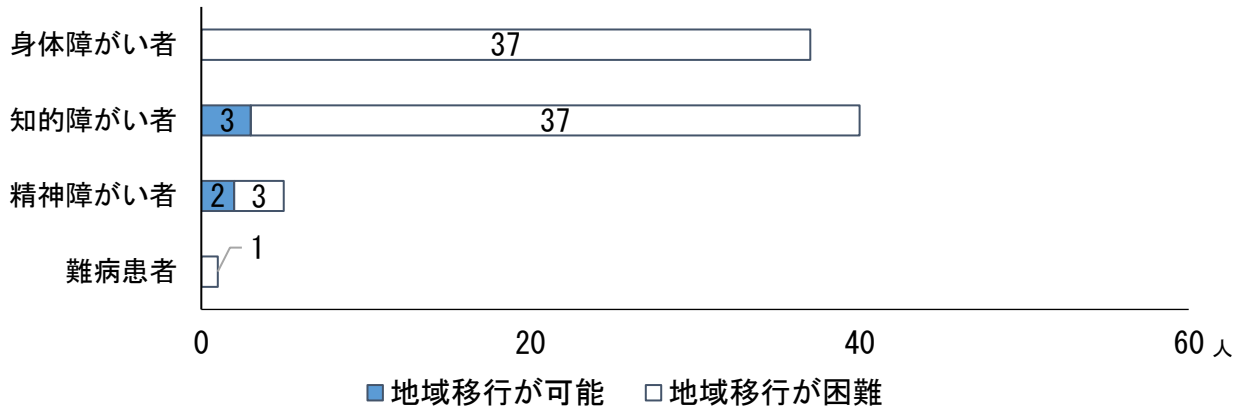
## 3 調査の結果

調査の対象	配布（件）	回収（件）	回収率（％）
入所施設（療養介護を含む）	4	4	100.0
入所施設利用者	83	74	89.2
入所施設入所者家族等	83	30	36.1
就労系サービス事業所	16	16	100.0
就労系サービス事業所利用者	328	285	86.9
相談支援事業所	8	8	100.0

## 福祉施設の入所者の地域生活への移行

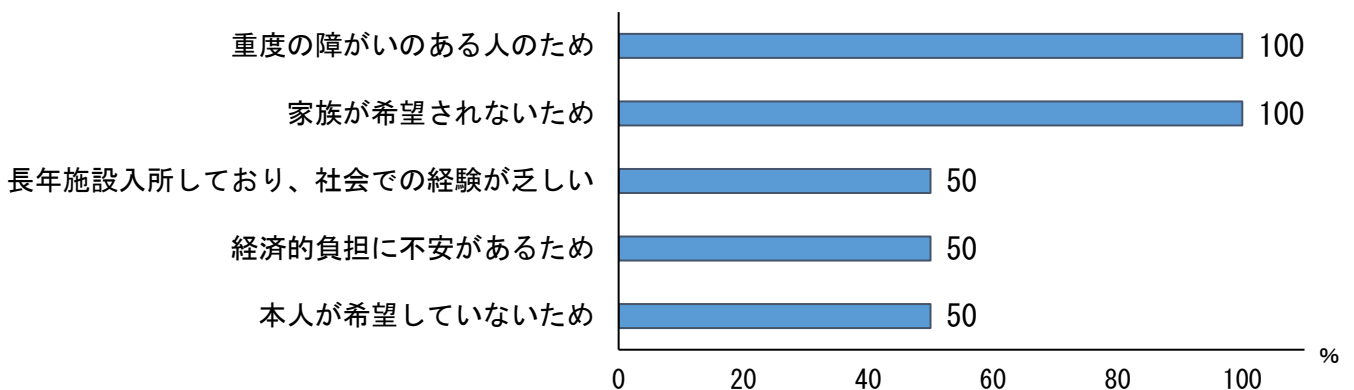
### 1 入所施設の見解 回答数 4 件

【地域生活への移行が可能と思われる利用者】



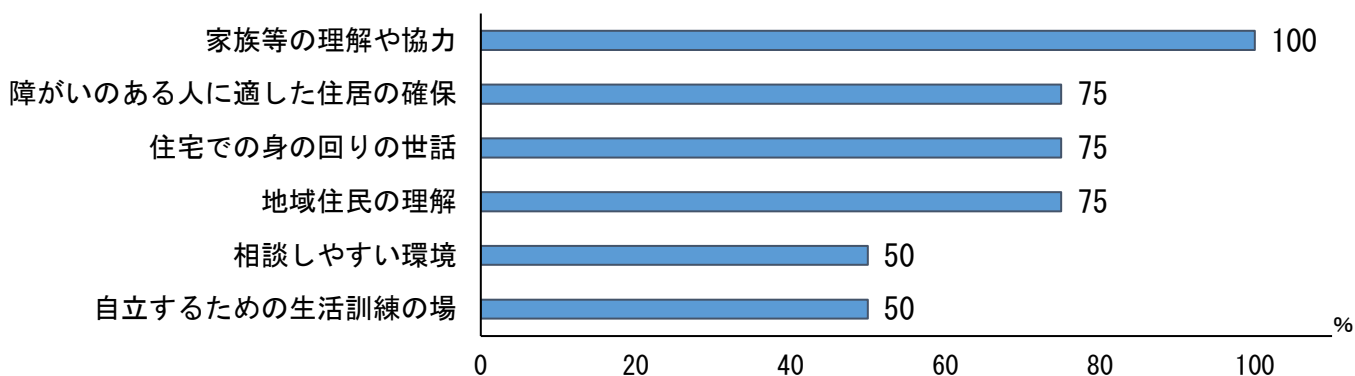
- 市内の入所施設利用者（療養介護を含む）は 83 人で、その内訳は、知的障がい者 40 人（48.2%）で最も多く、次いで身体障がい者が 37 人（44.6%）、精神障がい者 5 人（6.0%）、難病患者 1 人（1.2%）となっている。
- 入所施設利用者のうち、地域生活への移行が可能と思われる方は 5 人で、その内訳は、知的障がい者が 3 人、精神障がい者が 2 人となっている。
- 地域生活への移行が可能と思われる方の主な理由として、「施設内での生活も安定しており、ADL の面でも多くの支援が必要としていない」を挙げている。

【地域生活への移行が困難な理由】（複数回答）



- 地域生活への移行が困難な方の主な理由として、すべての施設が、「重度の障がいのある人のため」、「家族が希望されないため」を挙げている。

【地域生活へ移行するのに必要な支援】（複数回答）

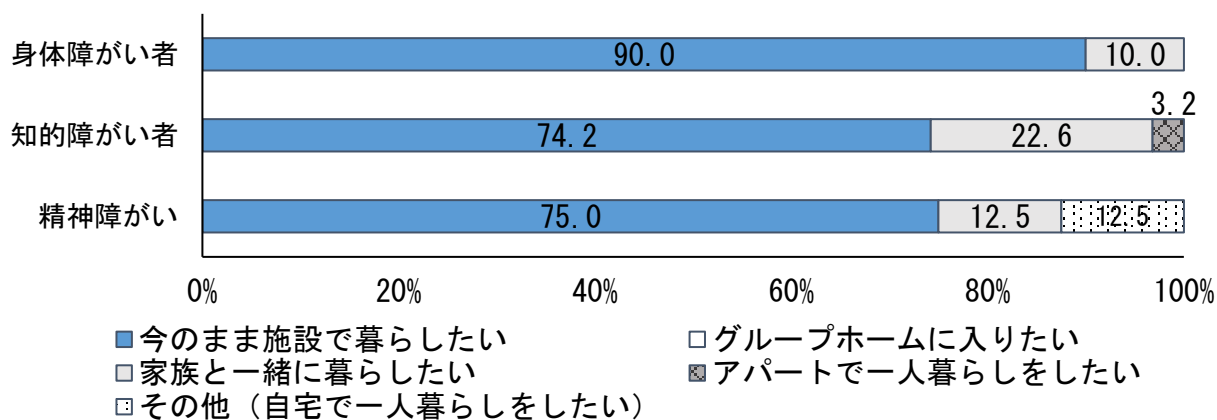


○地域生活への移行にあたっては「障がいのある人に適した住居の確保」、「住宅での身の回りの世話」を挙げており、そのための「家族、地域住民等の理解や協力」が必要としている。

2 入所施設利用者の意見 回答 74 件

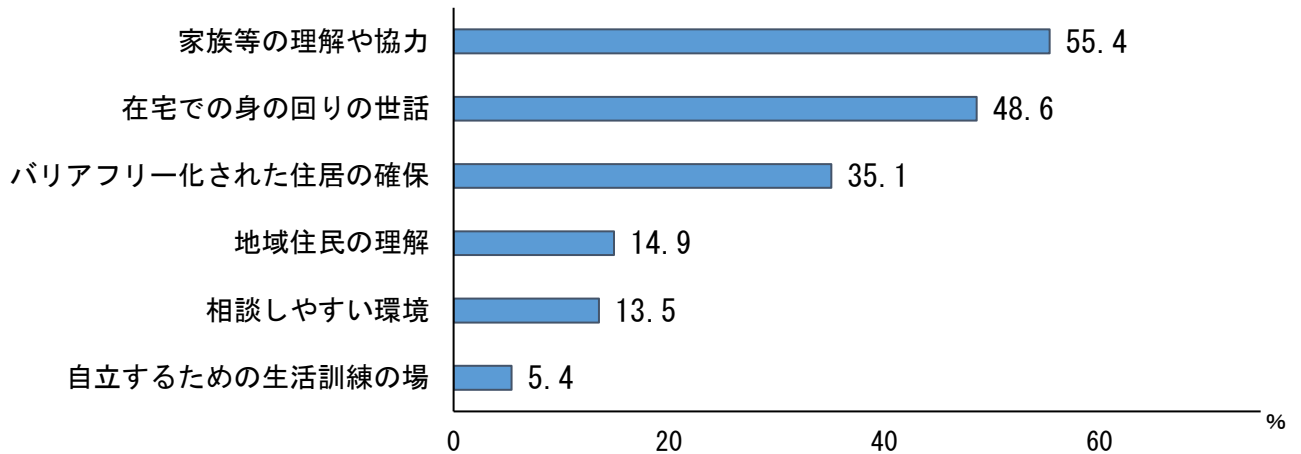
性別	男性	39.2%	年齢	～19歳	1.4%
	女性	48.6%		20～59歳	54.1%
手帳種別	身体障害者手帳	40.5%	60歳～	43.2%	
	療育手帳	41.9%			
	精神障害者保健福祉手帳	10.8%			
入所歴	～4年	20.3%	20～29年	16.2%	
	5～9年	28.4%	30年～	12.2%	
	10～19年	23.0%			

【今後の希望する生活の場（地域生活への移行の希望）】



○入所施設利用者が今後の生活の場として考えているところは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも多くが「今のまま施設で暮らしたい」とし、全体の 75.7% を占めている。

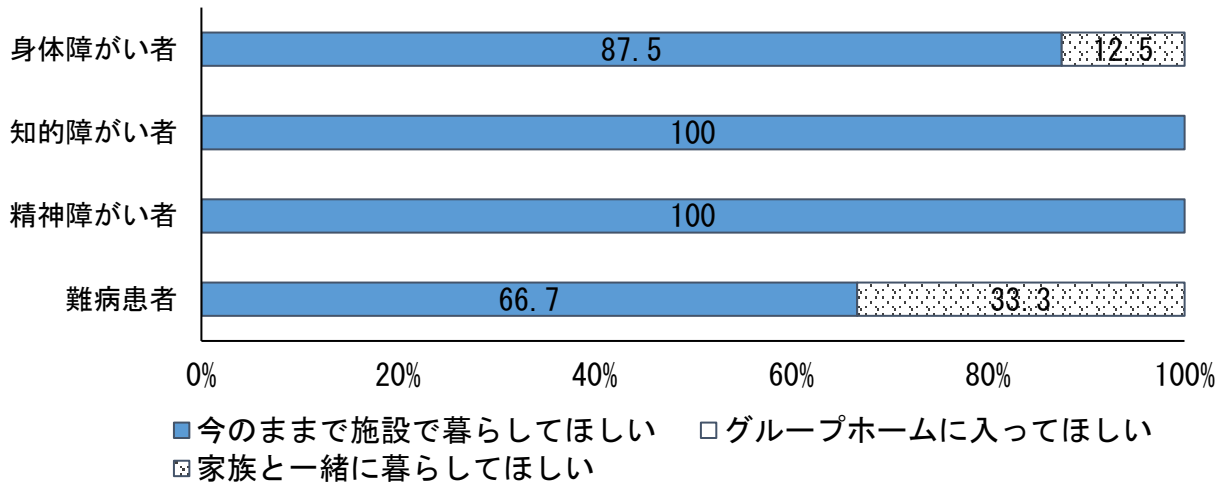
【地域で生活するために必要な支援】 (複数回答)



○入所施設利用者が地域生活をしていく際に必要と考えている支援として、「家族等の理解や協力」が55.4%と最も多く、次いで「在宅での身の回りの世話」が必要と考えている。

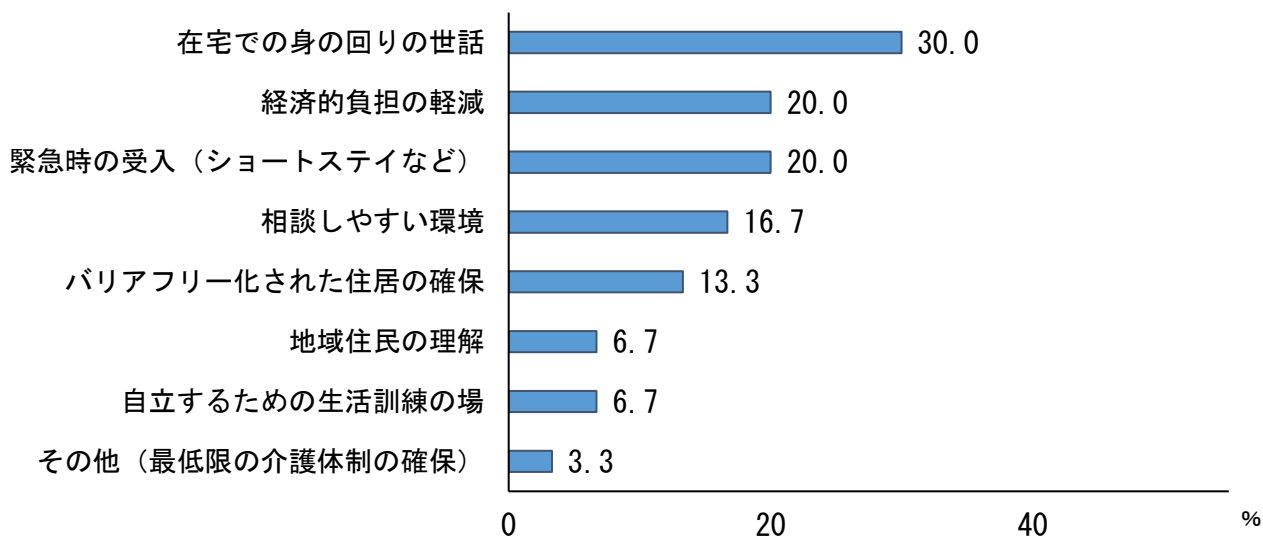
3 入所施設利用者の家族等の意見 回答 30 件

【今後の希望する生活の場（地域生活への移行の希望）】



○入所施設利用者の今後の生活の場として家族等が望んでいるのは、「今のまま施設で暮らしてほしい」であり、全体の93.3%を占めている。  
 ○その主な理由として、「家族の高齢化」、「入所施設利用者の障がいの重度化」を挙げており、家庭での介助等は困難な状況にあるとしている。

【地域生活をしていく上で必要な支援】 (複数回答)

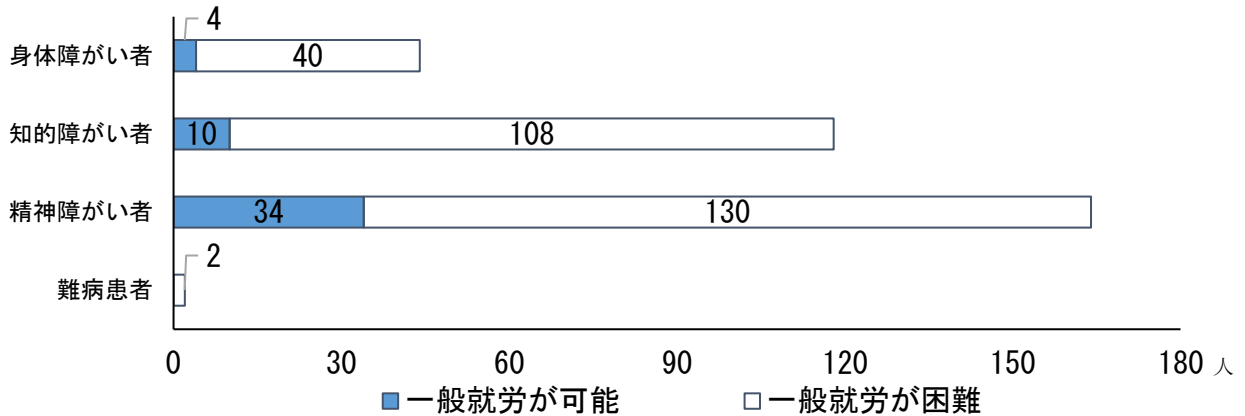


○入所施設利用者の家族にとって、入所施設利用者が地域生活をしていく上で必要と考えている支援は、「在宅での身の回りの世話」が3割を占めている。その他「経済的負担の軽減」、「緊急時の受入」の整備も必要と考えている。

## 福祉施設から一般就労への移行等

### 1 就労系サービス事業所の意見 回答 16 件

【一般就労への移行が可能と思われる利用者】

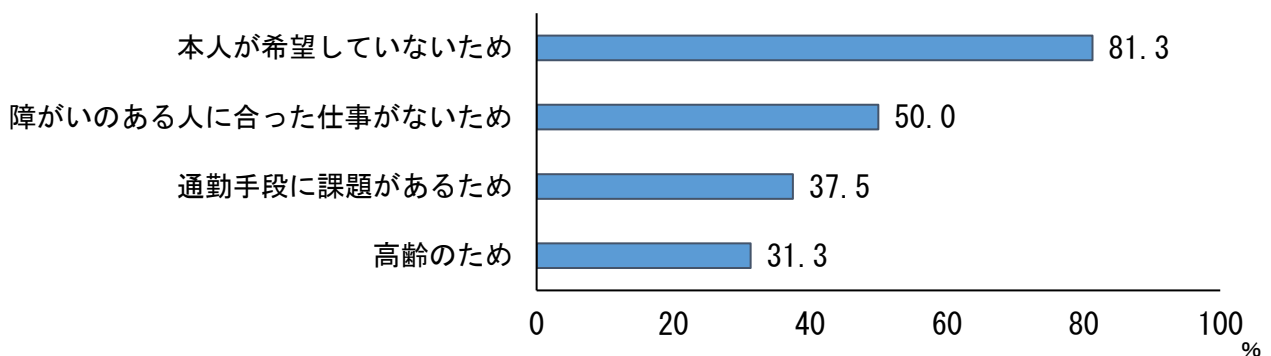


○市内の就労継続支援事業所の利用者は 328 人で、その内訳は、身体障がい者が 44 人 (13.4%)、知的障がい者が 118 人 (36.0%)、精神障がい者が 164 人 (50.0%)、難病患者が 2 人 (0.6%) となっている。

○就労継続支援事業所の利用者のうち、一般就労への移行が可能と思われる方は 48 人で、その内訳は、身体障がい者が 4 人、知的障がい者が 10 人、精神障がい者が 34 人となっている。

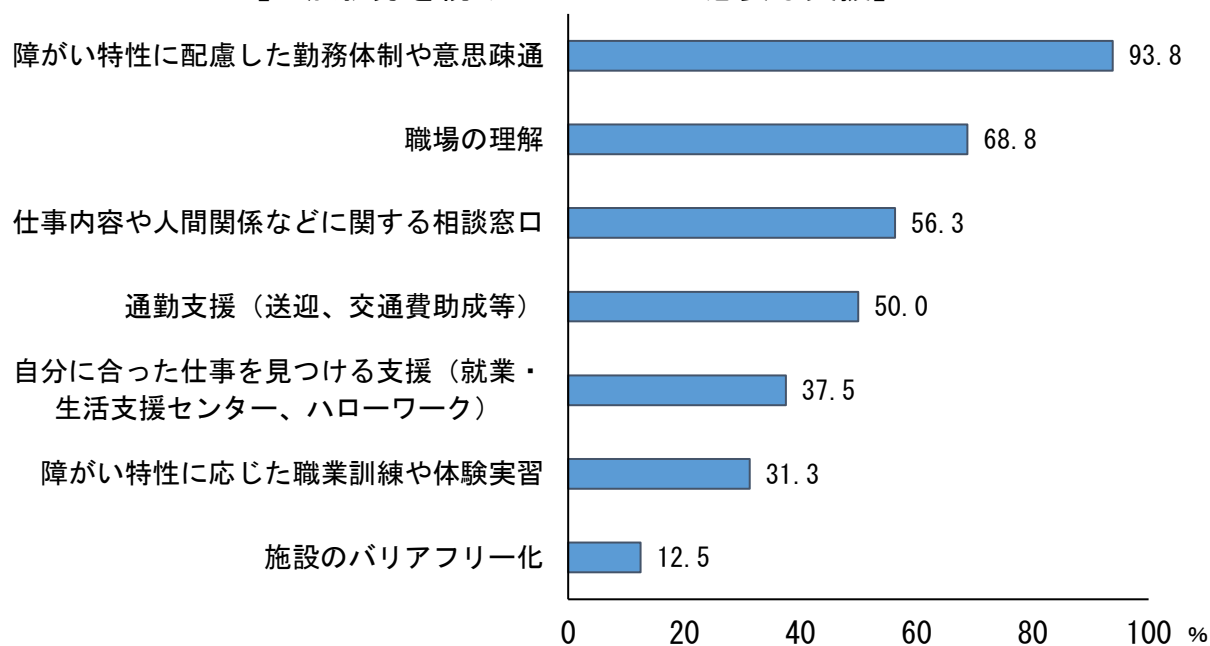
○一般就労への移行が可能と思われる方の主な理由として、「本人に意欲がある」、「作業能力がある」を挙げている。

【一般就労が困難と思われる主な理由】 (複数回答)



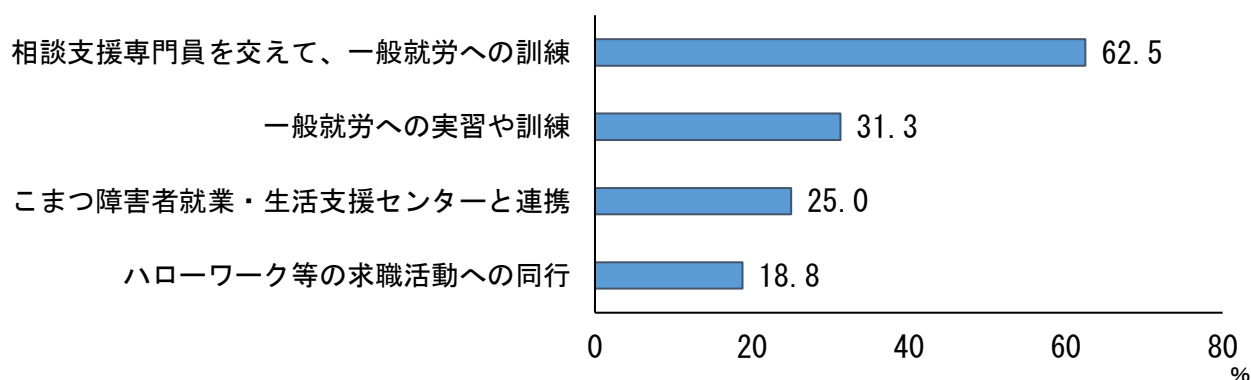
○一般就労への移行が困難と思われる方の主な理由として、「本人が希望していない」、「その人に合う仕事がない」、「通勤手段に課題がある (運転免許がないなど)」を挙げている。

【一般就労を続けていくために必要な支援】（複数回答）



○一般就労を続けていくには、「障がい特性に配慮した勤務体制や意思疎通」、「職場の理解」が必要と考えている事業所が全体の81.3%を占めている。その他「通勤支援（送迎等）」、「相談窓口の充実」、「自分に合った仕事を見つけるための支援」、の必要性も挙げている。

【一般就労に向けて事業所が利用者に行っている支援】

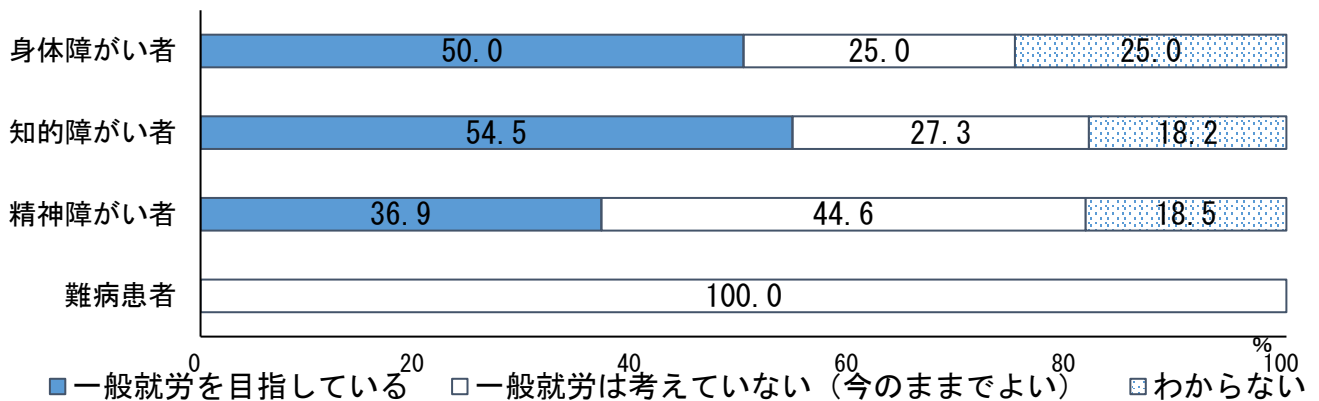


○各事業所では、一般就労への支援として「相談支援専門員との連携」、「一般就労への実習や訓練」などを行っている。

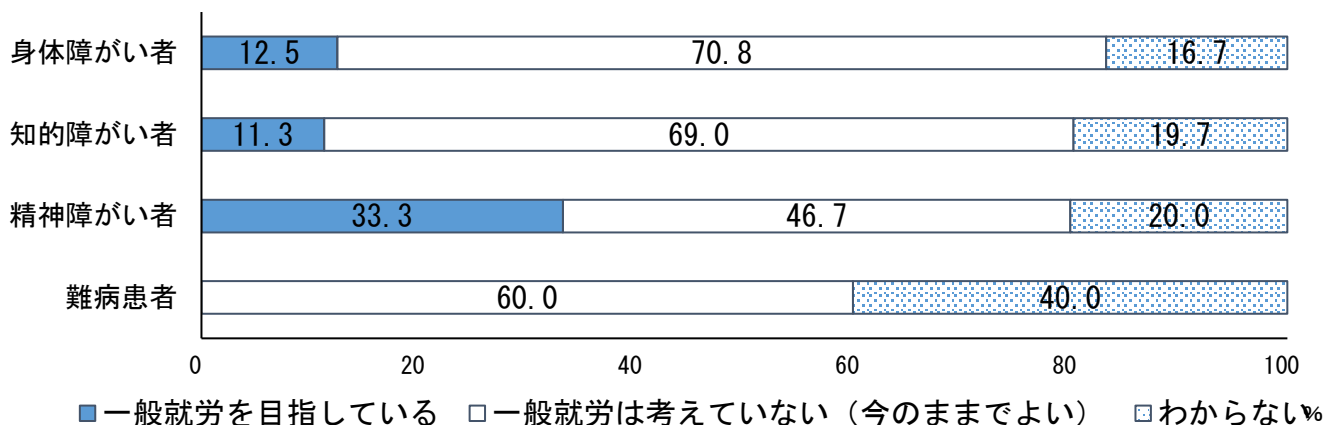
## 2 就労系サービス事業所利用者の意見 回答 285 件

性別	男性 57.2% 女性 37.5%	年齢	～19歳 3.0% 20～59歳 80.0% 60歳～ 13.7%
手帳種別	身体障害者手帳 10.2% 療育手帳 31.2% 精神障害者保健福祉手帳 46.0% 難病患者 2.8%		
利用しているサービス	就労継続支援（A型）31.2% （B型）58.9% 就労定着支援 2.1% 就労移行支援 1.4%		

【一般就労への移行希望（就労継続支援A型）】

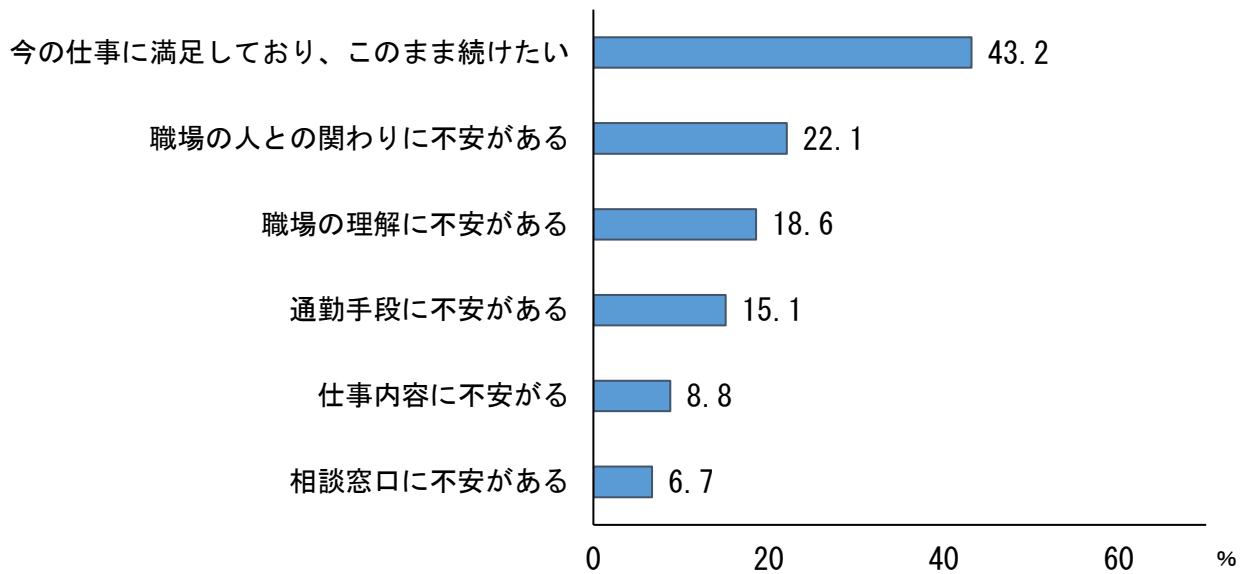


【一般就労への移行希望（就労継続支援B型）】



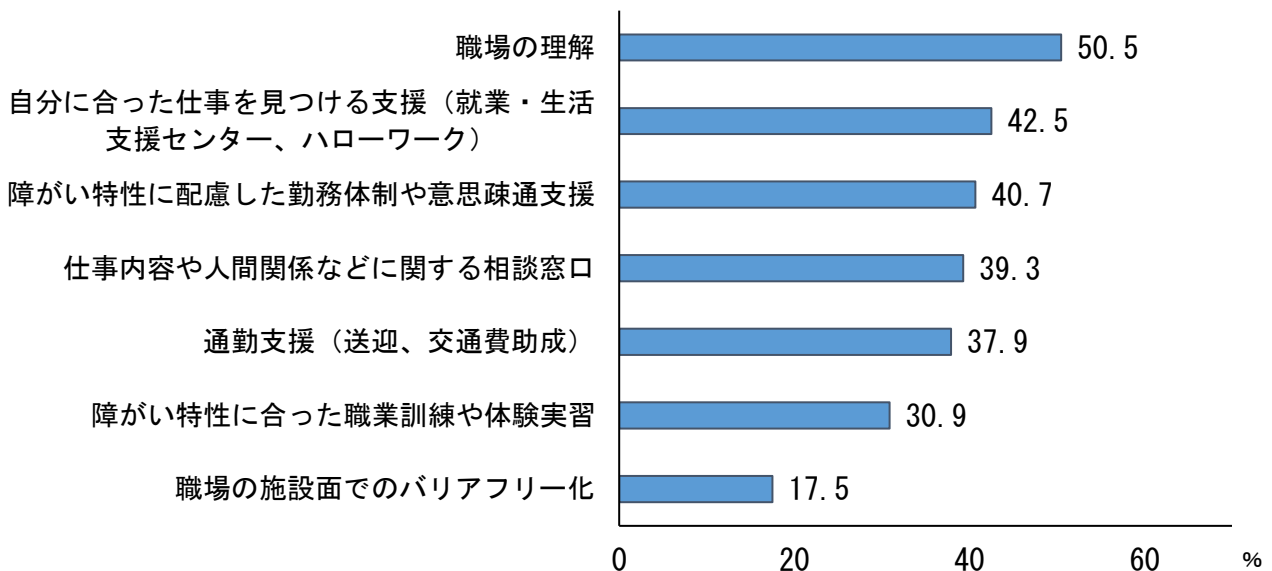
○就労継続支援事業所利用者の一般就労への移行希望について、「一般就労を目指している」方は、A型で39.0%、B型で19.4%となっている。  
 ○一方、「一般就労は考えていない(今のままでよい)」とした方は、A型で42.7%、B型で60.6%となっている。

【一般就労を考えていない（今のままでいい）理由】



○「一般就労は考えていない（今のままでよい）」とした方の主な理由として、「今の仕事に満足しており、このまま続けたい」、「職場の人との関わりや職場の理解に不安がある」を挙げている。

【一般就労を続けていく上で必要な支援】（複数回答）

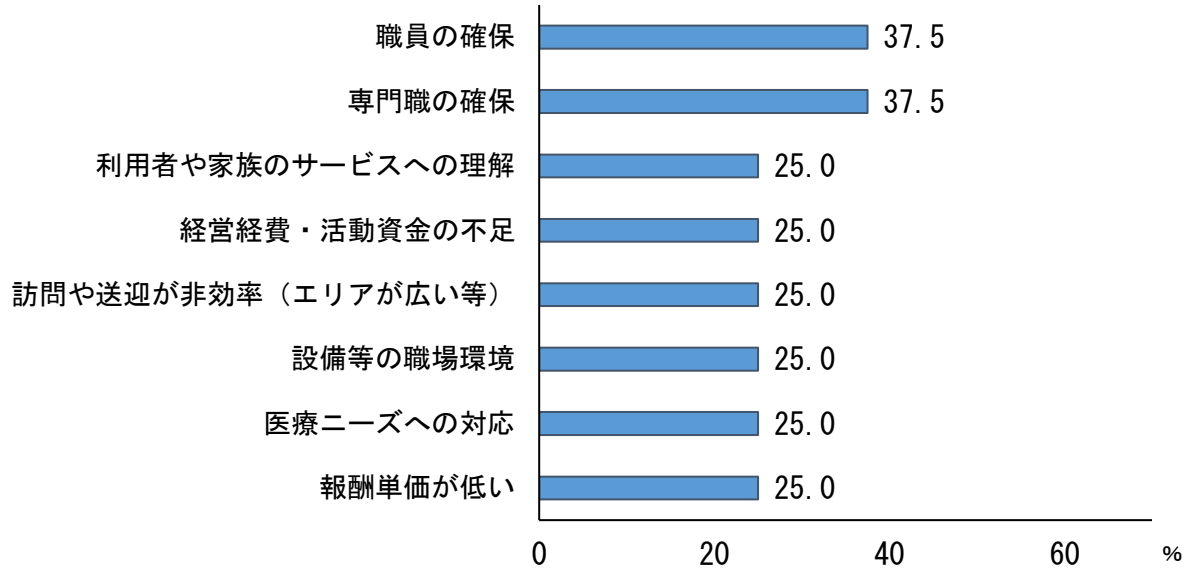


○一般就労を続けていく上で必要な支援として、「職場の理解」を挙げる方が50.5%で最も多く、次いで、「自分に合った仕事を見つける支援」、「障がい特性に配慮した勤務体制や意思疎通支援」となっている。

## 相談支援体制の充実強化

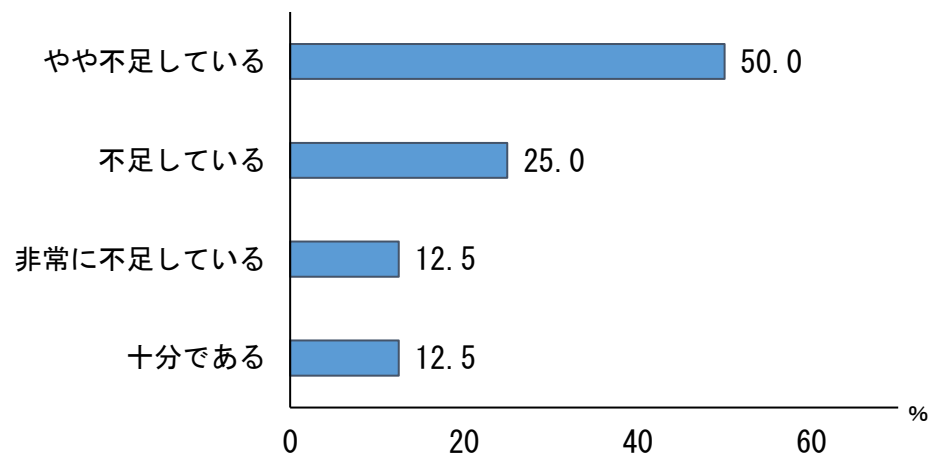
### 1 相談支援事業所の意見 回答 8 件

【事業所の運営上の課題】 (複数回答)



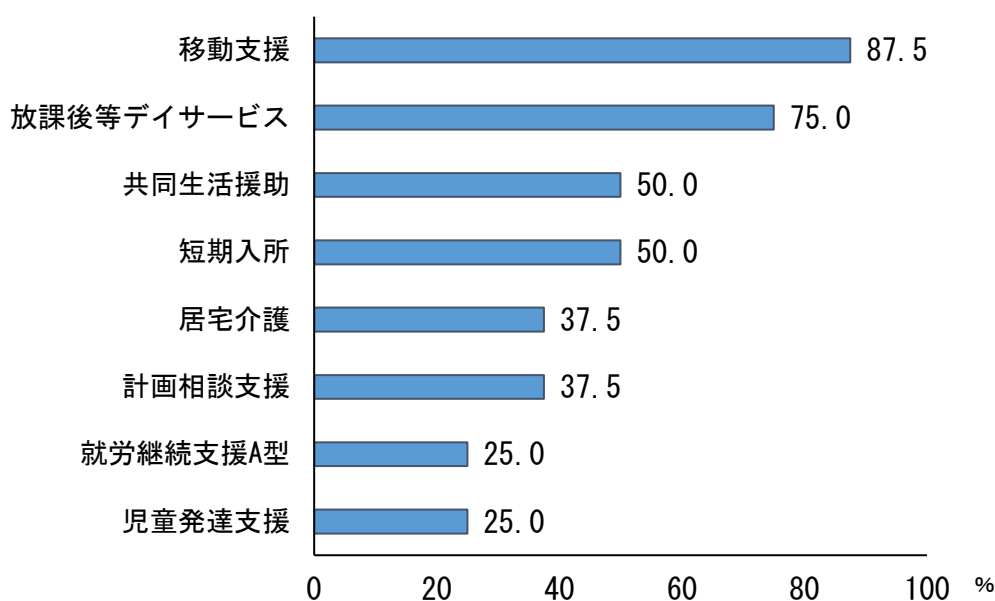
○相談支援事業所の運営上の課題として「職員の確保」、「専門職の確保」を挙げる事業所が多い。

【事業所の業務量に対する職員数】



○職員数については「不足」と回答している事業所が 87.5% (7 事業所) を占め、「十分」と回答している事業所は 12.5% (1 事業所) となっている。

【現在、小松市内で不足していると思われる福祉サービス】（複数回答）



○不足していると思われる福祉サービスは「移動支援」が最も多く、次いで「放課後等デイサービス」、「共同生活援助」、「短期入所」となっている。

【障がい者（特に精神障がい者）が地域で暮らし続けるために必要な支援、施策】

（自由記載）

- ・グループホーム、就労支援事業所スタッフの障害理解、在宅支援（在宅ワーク）本人に合った仕事、働き方の充実。居場所、コミュニティー作り。
- ・自宅で生活をされている方の場合、しばらくだけ家族と離れて過ごす場所があると、本人も家族も休息ができ、関係や精神の悪化を防ぐことができる。音や光等に敏感な方もいるので、個人の特性に配慮ができる場があると一層良い。精神障がい者＝「怖い」「何かをされる」とおもう地域の方も多いので、地域の方の理解を得るための活動があるとよい。GHが少ないので空きアパートや空き家を住まいとして活用できるとよい。
- ・気軽に立ち寄れる場（話し相手、余暇活動等）・地域社会にある一般の活動への参加練習などに同行してくれる人（ピアカウンセラーなど）・一人暮らしの体験ができる場
- ・災害時の避難場所の整備・緊急（レスパイト）時の当事者、家族の避難所・当事者、家族のピアサポートグループの育成・内科、精神疾患を合併している患者への医療体制・住宅セーフティーネット（家賃補助、登録先への助成等）
- ・居場所（特に就労系、地活など）がたくさん作られると良い。

【相談支援体制の充実・強化等に向けての意見】（自由記載）

- ・ワンストップの相談窓口 相談の入り口部分を丁寧に関係機関とともにアセスメントしていく。
- ・放デイ事業所の質の向上、見回りや助言。
- ・スーパーバイズや、人材育成のための勉強会や研修会の機会が増えると良い。
- ・市に基幹が出来ればと思います。
- ・重層的支援の際のイニシアチブがあいまいで物事がなかなか進まない。課題の抽出ばかりで解決のための動きが全体としてとられていないように感じる。
- ・基幹センター等の整備により、①相談者の聴き取り窓口に専門性強化、②既存の相談支援事業所（専門員）のスキルアップ、③他機関（高齢・児童・医療・その他地域資源【警察・消防・民生委員など】等）との連携の整理と充実、④地域への障がい者理解の推進などを図れる体制作りができると良い。



小松市（関係課・機関）

健康福祉部	ふれあい福祉課　くらしあんしん相談センター いきいき健康課　長寿介護課
こども家庭部	子育て環境課　すこやかセンター
市長公室	危機管理課
行政管理部	地域振興課
交流推進部	文化振興課　スポーツ育成課
都市創造部	まちデザイン課　緑花公園課　道路課 建築住宅課
教育委員会	図書館　学校教育課　生涯学習課 教育研究センター
社会福祉協議会	



第 8 期 こまつ 障がい者 プラン  
（こまつ障がい者計画・第7期障がい福祉計画  
・第3期障がい児福祉計画）

令和6年3月

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地  
小松市 健康福祉部 ふれあい福祉課  
TEL:0761-24-8052 FAX:0761-23-0294  
E-mail:fukushika@city.komatsu.lg.jp